

令和6年第2回安平町議会定例会会議録（第1号）

令和6年3月7日（木曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年3月7日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小坂橋 憲仁
水道課補佐 佐々木 貴之	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第1号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議長諸般事項報告
日程第3		会期の決定
日程第4	報告第1号	例月出納検査報告について
日程第5	報告第2号	令和5年度定期監査の結果報告について
日程第6		行政報告
日程第7		令和6年度町政執行方針
日程第8		令和6年度教育行政執行方針
日程第9	議案第1号	令和5年度安平町一般会計補正予算（第9号）について
日程第10	議案第2号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
日程第11	議案第3号	令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第12	議案第4号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
日程第13	議案第5号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
日程第14	議案第6号	令和5年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第15		一般質問
日程第16	議案第7号	安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第17	議案第8号	安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第18	議案第9号	安平町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第19	議案第10号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第20	議案第11号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第21	議案第12号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第22	議案第13号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第23	議案第14号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第24	議案第15号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第25	議案第16号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第26	議案第17号	安平町農業委員会委員の任命について

日程第27	議案第 18 号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第28	議案第 19 号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第29	議案第 20 号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第30	議案第 21 号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第31	議案第 22 号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第32	議案第 23 号	安平町農業委員会委員の任命について
日程第33	議案第 24 号	安平町地域福祉総合計画の策定について
日程第34	議案第 25 号	安平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について
日程第35	議案第 26 号	安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第36	議案第 27 号	安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第37	議案第 28 号	安平町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第38	議案第 29 号	安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第39	議案第 30 号	安平町キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第40	議案第 31 号	安平町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第41	議案第 32 号	安平町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第42	議案第 33 号	安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第43	議案第 34 号	安平町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第44	議案第 35 号	安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第45	議案第 36 号	安平町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第46	議案第 37 号	東胆振3町介護認定審査会共同設置規約の変更について
日程第47	議案第 38 号	東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について
日程第48	議案第 39 号	令和6年度安平町一般会計予算について

日程第49	議案第 40 号	令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第50	議案第 41 号	令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第51	議案第 42 号	令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計予算について
日程第52	議案第 43 号	令和 6 年度安平町水道事業会計予算について
日程第53	議案第 44 号	令和 6 年度安平町下水道事業会計予算について
日程第54	意見案第 1 号	被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書（案）について
日程第55	意見案第 2 号	物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書（案）について
日程第56	意見案第 3 号	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書（案）について
日程第57		議会広報特別委員会委員の選任について
日程第58		議員派遣の件について
日程第59		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第60		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第61		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名 ～ 日程第15 一般質問

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の 2 人を指名した。

3 番	小笠原 直 治
8 番	箱 崎 英 輔

会 議 の 顛 末

◎ 議長あいさつ

(議長起立)

○議長(多田政拓君) おはようございます。令和6年第2回安平町議会のご案内をしましたところ説明員の皆様、議員各位の出席ご苦労様です。今議会からペーパーレス化ということで、それぞれ我々議員もこういった近代的なパソコンを使って審議をすることになりました。なかなか慣れるまでは時間がかかるとは思いますが、これも時代の流れですし上手に使いこなすことによって利便性が上がり、よい議会運営ができるものと確信しますので、協力のほどよろしくお祈いします。今定例会はご承知のように令和6年度の1年間の大きな予算を審議する特別委員会も開催されますので、健康に留意されて審議していただくことをお祈いしまして挨拶とさせていただきます。

(議長着席)

会議の前に報告します。5番田村議員より欠席の届け出がありましたので報告します。また、説明員の水道課蟹谷課長が療養中のため佐々木補佐が出席していますとともに、税務住民課奥田課長は確定申告対応のため、関係する議案でのみ出席することとなっていますことをお知らせします。

[開会・開議 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長(多田政拓君) 只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、只今から令和6年第2回安平町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(多田政拓君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により

3番 小笠原 直 治 議員
8番 箱 崎 英 輔 議員 を指名致します。

◎ 日程第2 議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（多田政拓君） 日程第2、議長諸般事項報告を行います。

昨年12月定例会の報告内容以降における議長の諸般事項報告は、既にお手元に配布のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

次に各委員長から閉会中に行われた所掌事務調査等の報告の申し出がありますのでこれを許します。初めに議会改革調査特別委員会の調査報告をお願いします。

〔梅森議会改革調査特別委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森委員長。

○議会改革調査特別委員長（梅森敬仁君） 11番梅森です。

「資料朗読」

令和6年2月9日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会
委員長 梅森 敬仁

議会改革調査特別委員会報告書（中間報告）

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会議会規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査の目的 議会改革の調査

- (1) 事 件 ①議会懇談会の情報共有について
②議会運営のデジタル化（ペーパーレス化）について

(2)日 時 令和6年1月29日(月)午前10時46分～午前11時04分

(3)場 所 総合庁舎議場

(4)出席委員 梅森委員長、工藤隆男副委員長、工藤秀一委員、米川委員、
小笠原委員、鳥越委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員、
高山委員

(5)欠席委員 田村委員

(6)委員外 多田議長

(7)事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

(8)結果(概要)

令和5年12月に開催した議会懇談会の結果について会議録を配布し情報を共有するとともに、地域から出された課題の対応について確認し、次年度の開催方法などについて意見交換を行い同様に開催することに決定した。

議会運営のデジタル化(ペーパーレス化)に伴い、タブレット端末の使用規程について協議した。

以上

○議会改革調査特別委員長(梅森敬仁君) 以上です。

○議長(多田政拓君) ご苦労様でした。

次に、議会運営委員会の所掌事務調査報告をお願いします。

[高山議会運営委員長挙手]

○議長(多田政拓君) 高山委員長。

○議会運営委員長(高山正人君) 私の方から議会運営委員会の所掌事務調査を報告します。

1回目の委員会は、

「資料朗読」

令和6年1月19日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会
委員長 高山 正人

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査目的 所掌事務調査

- (1) 事 件 令和5年第9回安平町議会定例会（議事運営）の反省について
- (2) 日 時 令和5年12月20日（水）16時29分～16時36分
- (3) 場 所 安平町総合庁舎議長室
- (4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、工藤隆委員、梅森委員
- (5) 欠席委員 田村委員
- (6) 委員外 多田議長
- (7) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (8) 結 果

一般質問で事前に通告した質問がなされなかった事案がありましたが、その他特に課題はありませんでした。

以上

2回目の委員会は、

令和6年3月1日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会
委員長 高山 正人

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 調査目的 | 所掌事務調査 |
| (1) 事 件 | 令和6年第2回安平町議会定例会の議事運営について |
| (2) 日 時 | 令和6年2月29日（木）9時51分～11時36分 |
| (3) 場 所 | 安平町総合庁舎議員控室 |
| (4) 出席委員 | 高山委員長、内藤副委員長、工藤隆男委員、梅森委員 |
| (5) 欠席委員 | 田村委員 |
| (6) 委員外 | 多田議長 |
| (7) 説明員 | 田中副町長 |
| (8) 事務局 | 木林事務局長、石塚課長補佐 |
| (9) 結 果 | 令和6年第2回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、田中副町長から今定例会提出案件の概要について説明を受けた後、議会提出案件及び審議の方法など議会運営のための所要の協議を行い委員会を終了しました。
協議の内容については別紙のとおりです。 |

別 紙

議会運営委員会協議決定（確認）事項

1 付議案件

(1) 町長提出案件について 44件（行政報告は除く）

- ①補正予算 6件（一般会計(第9号)、4事業特別会計、水道事業会計）
- ②人事案件 17件（町固定資産評価審査委員会委員の選任同意3件、町農業委員会委員の任命同意14件）
- ③条例一部改正11件（職員の給与に関する条例、職員等の旅費に関する条例、職員定数条例、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、キャンプ場条例、道路占用料徴収条例等、公営住宅条例、介護保険条例、水道事業給水条例ほか）
- ④その他案件 4件（地域福祉総合計画の策定、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定、東胆振3町介護認定審査会共同設置規約の変更、東胆振3町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更）
- ⑤新年度予算案6件（一般会計、3事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計）

(2) 議会提出案件について 8件

- ①報告案件 2件（例月出納検査報告、定期監査の結果報告）
- ②意見案件 2件（別紙のとおり）
- ③その他議決を要するもの 4件（議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出3件）

2 会期について

会期は3月7日(木)から13日(水)までの7日間とし、12日(火)の午前中は早来学園の卒業式があるため休会とし、14日(木)を予備日とすることに決定しました。(9日(土)、10日(日)は町の休日のため休会)

3 議事日程について

本委員会開催までに意見書案2件の提出があったので、これらの日程を追加した議事日程を開会当日に配布することとし、更に議会開催日前までに追加議案及び意見書の提出があれば、議長と協議のうえその件数を追加した議事日程を開会当日に配布することに決定しました。

4 一般質問について

一議員、質問・答弁を合わせて1時間の時間制限があるので、制限時間目前に質問した結果、答弁の最中に1時間を超えるということがないように、また、質問内容が重複するなどの理由がある場合を除き、通告内容については必ず質問を行い、内容を逸脱せず、質問・答弁とも簡潔に行っていただきますようお願いしま

す。

5 人事案件の審議について

固定資産評価審査委員会委員3名の選任同意及び農業委員会委員14名の任命同意について、それぞれ一括提案し、提案説明及び質疑も一括して行い、討論及び採決は1件ずつ行うことに決定しました。

6 令和6年度各会計予算の審査について

令和6年度各会計予算については、6件を一括議題に付し、各会計の概要説明を受けた後、議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ本会議を休会とし、会期内に審査を行うことに決定しました。

7 議会広報特別委員会委員の選任について

令和6年3月末をもって前期広報委員の任期が満了となりますので、今定例会において議長が会議に諮り後期委員の指名を行い、本会議を休憩して委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行うことに決定しました。なお、副議長は引き続き後期の委員となります。

8 議会運営のデジタル化について

議会改革調査特別委員会で協議を進めてきた議会運営のデジタル化（ペーパーレス化）について、今定例会より議場にタブレットの持ち込みが可能となりましたので、確認のため申し上げますとともに、円滑な議事運営にご協力を願います。

なお、補正予算審議の進め方において改善が必要であれば次回定例会に向けて検討することに決定しました。

以上

○議会運営委員長（高山正人君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に各一部事務組合議会の報告について各関係議員より報告を願います。初めに安平・厚真行政事務組合議会の報告をお願いします。

[米川安平・厚真行政事務組合議会議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 安平・厚真行政事務組合議会議長の米川よりご報告申し上げます。

「資料朗読」

令和6年1月26日

安平町議会議長 多田 政拓 様

安平・厚真行政事務組合議会議員 米川 恵美子
同 内藤 圭子

安平・厚真行政事務組合議会報告書

過日開催された安平・厚真行政事務組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和5年第4回安平・厚真行政事務組合議会定例会
- 2 開催日 令和5年12月25日（月）午前10時00分
- 3 開催場所 総合庁舎議員控室
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、会議録署名議員の指名が行われ引き続き、議長諸般事項報告の後、本定例会の会期を1日限りと決定した後、認定案件1件及び議案1件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果

(1) **認定第1号 令和4年度安平・厚真行政事務組合会計歳入歳出決算の認定について** **認 定**

※ 令和4年度組合会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査が終了したので、その意見を付して議会の認定を求めるもの。

[令和4年度 歳入歳出決算]

○歳入合計 264,229,744円

○歳出合計 258,445,252円

○歳入歳出差引残額 5,784,492円

○うち基金繰入額 5,000,000円

○翌年度繰越額 784,492円

(2) **議案第1号 令和5年度安平・厚真行政事務組合会計補正予算（第2号）について**

原案可決

※今回の補正は、広域ごみ処理負担金の決定等により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ671万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6,035万4千円とするもの。

歳出補正の主なものは、総務費は修繕料等で12万円の追加補正、衛生費は広域ごみ処理負担金の確定に伴い683万1千円を減額するもの。

歳入については、両町負担金を974万7千円を減額、諸収入は公有物件建物災害共済金等により303万3千円を増額するもの。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部消防組合議会の報告をお願いします。

〔箱崎胆振東部消防組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○胆振東部消防組合議会議員（箱崎英輔君） はい。

「資料朗読」

令和6年1月26日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 箱崎 英輔
同 工藤 秀一

胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会 議 名 令和5年第3回胆振東部消防組合議会定例会
- 2 開 催 日 令和5年12月26日（火）午後3時

- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所（1階会議室）
- 4 経過 議長の開会・開議宣言の後、議事日程の報告に続き会議録署名議員の指名が行われ、引き続き本定例会の会期を1日限りと決定した後、管理者から提案理由の説明を受け議事に入り、議案3件、報告案件2件について審議を行い閉会しました。
- 5 付議事件及び審議結果

- (1) 議案第1号 胆振東部消防組合の議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

原案可決

※新たに産業医の費用弁償額を設け、待遇を明確にすることを目的に条例の一部を改正するもの。

- (2) 議案第2号 胆振東部消防組合火災予防条例の一部改正について

原案可決

※蓄電池設備の規制対象の適用区分を改め、蓄電池設備の種別及び安全性に応じた基準を加え、設置の際に届出を必要とする設備等から蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除外するため条例の一部を改正するもの。

- (3) 議案第3号 令和5年度胆振東部消防組合補正予算(第3号)について

原案可決

※ 今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ496万円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億9,942万2千円とするもの。歳出補正の主な内容は、人事異動等に伴う給与及び職員手当、共済費等の減額で、歳入は消防費分担金の減額と前年度繰越金を計上したもの。

- (4) 報告第1号 令和5年度定期監査の結果報告について

報告済

※ 令和5年11月16日、17日の2日間にわたり実施した定期監査の結果について監査委員から報告があり、議長がその写しの配付をもって議会への報告としたもの。

- (5) 報告第2号 現金出納例月検査の結果報告について

報告済

※ 監査委員から11月27日付けで令和5年度7月から10月分の現金出納例月検査の結果報告があり、議長がその写しの配付をもって議会への報告としたもの。

以上

○胆振東部消防組合議会議員（箱崎英輔君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をお願いします。

〔鳥越胆振東部日高西部衛生組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（鳥越真由美君） 胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をいたします。

「資料朗読」

令和6年1月26日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部日高西部衛生組合議会議員 鳥越 真由美
同 三浦 恵美子

胆振東部日高西部衛生組合議会報告書

過日開催された胆振東部日高西部衛生組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和5年第2回胆振東部日高西部衛生組合議会定例会
- 2 開催日 令和5年12月18日（月）午前10時
- 3 開催場所 むかわ町産業会館
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、会議録署名議員の指名が行われ次に、定例会の会期を1日限りと決定し、認定案件1件、議案1件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果
 - (1) 認定第1号 令和4年度胆振東部日高西部衛生組合一般会計歳入歳出決算に関する件 認定可決
※ 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査が終

了したので、その意見を付して議会の認定を求めるもの。

[令和4年度 歳入歳出決算]

○歳入合計	172,490,480円
○歳出合計	168,269,410円
○歳入歳出差引残額	4,221,070円
○うち基金繰入額	4,121,070円
○翌年度繰越額	100,000円

(2) 議案第6号 令和5年度胆振東部日高西部衛生組合一般会計補正予算
(第1号) 原案可決

※ 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,553万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,629万7千円とするもの。歳出補正の主なものは、総務費は手数料及び使用料等で33万円の減額、衛生費は光熱水費等の減額と工事請負費の執行残の整理で320万円の減額、給与費は給料及び職員手当等で1,200万円を減額するもの。

○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（鳥越真由美君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。以上で諸般事項の報告を終わります。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は先ほどの議会運営委員長報告のとおり本日3月7日から13日までの7日間とし、14日を予備日にしたいと思えます。また、町長、教育長、議長の公務の都合から12日の午前中を休会したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は3月7日から13日までの7日間と決定し、12日の午前中を休会とし、14日を予備日と致します。

◎ 日程第4 報告第1号

○議長（多田政拓君） 日程第4、報告第1号例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりでありますので、以上で報告済みと致します。

◎ 日程第5 報告第2号

○議長（多田政拓君） 日程第5、報告第2号令和5年度定期監査の結果報告については、お手元に配布のとおりですので、以上で報告済と致します。

◎ 日程第6 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第6、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 皆さんおはようございます。令和6年第2回安平町議会定例会にご参集の皆様大変ご苦労様です。また、傍聴にお越しいただいた皆様、あびらチャンネルで議会中継をご覧いただいています皆様、どうぞよろしく申し上げます。

はじめに能登半島地震によりお亡くなりになりました皆様に対してお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様に対して心からお見舞いを申し上げます。安平町の職員の派遣は1月19日から26日までの間、富山県氷見市に罹災証明の発行業務等に3名、2月17日から24日までの間、石川県輪島市に保健師1名、2月26日から3月1日までの間、石川県志賀町に公費解体によります災害廃棄物の処理支援に環境省の人材バンクに登録されている担当職員1名をそれぞれ派遣したところですが、引き続き胆振東部地震を経験した自治体としての役割を果たして参りたいと考えています。

本議会よりペーパーレス化の一環で議会におきましてもパソコンの利用が

始まりましたが、1月15日からサービス提供を開始しましたマイナンバーカード利用による住民票、印鑑証明のコンビニ交付ですが、2月末までの約1か月半で町内4地区のコンビニで38件、町内を除く千歳市や苫小牧市、札幌市などの道内で19件、道外では東京都内で3件の合計60件。これ住民票では45件、印鑑証明で15件の利用となっています。さらに土曜日、日曜日、祝日の利用で18件、役場が閉庁している時間帯の早朝・夜間に10件のご利用があったという結果が出ています。まだ始めたばかりの新しいサービスですが、これから多くの町民の皆様にご利用していただければと思っています。

また、安平町で進めているデジタルDX事業の遠隔窓口相談サービスが3月4日より利用開始となりました。この遠隔窓口相談サービスは、早来総合庁舎、追分総合支所、追分公民館、安平公民館、遠浅公民館、スポーツセンターの各施設で使用でき、相談先は早来総合庁舎の総務課、税務住民課、健康福祉課、胆振東部消防組合の安平支署と追分出張所となっております。一般的に使われているWEB会議システムやビデオ通話と同じく映像と音声を双方向に届けることができる遠隔相談業務に特化したシステムとなっています。詳しくは安平町のホームページ等をご覧くださいと思っています。また、最後に長期間休止していましたがぬくもりの湯については2月29日に無料によるプレオープンを行いました。待ちわびていた248名の方が入浴にいられました。3月1日から昨日6日までの利用状況ですが、前年対比25%の伸びとなっております。入浴される方が大幅に増えています。これからも多くの方に喜んでいただけるよう安心安全なぬくもりの湯になるよう努めて参ります。

さて、この度の議会では、令和6年度の町政執行に臨む私の所信表明と取り組む施策事業等について、町政執行方針として後ほど述べさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは早速ですが、令和6年第1回安平町議会臨時会以降の行政事項の3件について報告をさせていただきたいと思っております。

まず1件目ですが、安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定についてです。こちらはデジタルの加速化など社会情勢の変化に対応したデジタル田園都市国家構想の実現に向け、まち・ひと・しごと創生法に基づき、計画期間を令和5年度から令和9年度までとする安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略を令和6年2月に策定したので報告します。この総合戦略では地域資源の活用と潜在能力の発見及びデジタル技術の活用により、子育て世代に選ばれるまち、生涯住み続けることができるまちの実現を目指すという地域ビジョンを掲げ、安平町を未来に引き継ぎ、将来にわたって活力を維持し続けていくための施策や取り組みをまとめており、引き続き地方創生及び人口減少対策を推進して参ります。なお、安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略につきましては、別添資料のとおりとなっております。以上、安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定についてご報告します。

次に、安平町の介護サービス事業経営戦略の策定についてです。経営戦略は各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本戦略であり、地方公営企業法の規定の全部または一部の適用の如何や業種の別に関わらず全ての事業において、その特質に応じた経営戦略の策定が国から求められているところです。経営戦略では対象施設である安平町デイサービスセンター「サックル」について、平成19年度から利用料金制による指定管理制度を導入し、これまでセンター利用者の利用料金、介護保険サービス利用者負担金等及び介護保険サービス給付費等で運営をしてきていることから今後も指定管理者制度を継続し、高齢者が要介護・要支援状態になっても住み慣れた地域で本人の能力に応じ生きがいを持った生活を営むことができるよう民間事業者のノウハウを活かし安定的なサービスが提供できる体制の構築を図ることとしています。また、施設は建設から30年が経過し、経年劣化等による不具合が生じてきていることから、指定管理者と連携し適正な維持管理に努めるとともに、財源を確保し計画的に必要な修繕を行っていくこととしています。以上、安平町介護サービス事業経営戦略の策定についてご報告します。

次に3件目、安平町公共施設等総合管理計画の改訂についてです。国及び地方では厳しい財政状況が続く中、人口減少や少子高齢化に加えて、公共施設等、これらは公共施設及びインフラ資産ですが、これらの老朽化が大きな課題となっており、総務省は平成26年4月、全国の地方自治体に対して公共施設等総合管理計画策定の要請をし、それを受け平成29年3月に安平町公共施設等総合管理計画を策定しました。この改訂は計画策定時の安平町の現状が昭和40年代後半以降に建設された施設が多く、改修や大規模修繕が必要な時期を迎えようとしていた中、平成30年胆振東部地震により早来中学校をはじめとする多くの施設が被災し、解体や用途廃止することとなりました。また、早来学園や道の駅など新たに建設した施設を反映し、また、本計画は現在の人口推計や将来的な課題を整理し、公共施設等を取り巻く現状と課題の踏まえ、老朽化する公共施設等を効率的に維持していくための管理方針を示す内容となっています。なお、本計画の概要版は別添資料のとおりとなります。

以上、安平町公共施設等総合管理計画の改訂についてご報告します。以上、行政報告3件を申し上げさせていただきました。

次に先に本定例会に私どもの方からご提案させていただいています案件についてご説明を申し上げます。先ほど高山議会運営委員会委員長様からご報告がありましたが、人事案件が17件、条例案件は11件で全て条例の一部改正となります。さらに補正予算案件が6件及び令和6年度当初予算案件がそれぞれ6件、その他の案件として計画の策定が2件、規約の変更が2件、総計46件につきましてご提案をさせていただいているところです。

最初に人事案件ですが、まず安平町固定資産評価審査委員会委員の選任同

意について。こちらは3件という扱いですが同じ内容です。任期満了に伴い、安平町固定資産評価審査委員会委員として小野寺氏、添谷氏、園部氏を選任したいので地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるため提案するものです。次に安平町農業委員会委員の任命についてです。こちらは案件的には14件となりますが、こちらも同一案件として説明させていただきます。任期満了に伴い安平町農業委員会委員として鍋野氏、岩倉氏、梶原氏、梅田氏、谷口氏、武田氏、宮内氏、南氏、横澤氏、池田氏、富樫氏、阿部氏、辻氏、秋田氏をそれぞれ任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるため提案するものです。

次に条例案件11件ですが、まず1件目、安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の柔軟な働き方が可能となる制度の整備に伴い、テレワークの実施にかかる光熱・水道費等の職員の負担軽減等からテレワークを行う場合に支給する在宅勤務等手当を新設するため、この条例の制定について提案するものです。

次に2件目、安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは東京都内及び道外の政令指定都市の区域内に滞在する場合の交通費を実費支給に改めるため、この条例の制定について提案するものです。

次に3件目です、安平町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは定年年齢の段階的引き上げ及び年齢構成の偏りを考慮した計画的な職員採用など中長期的な視点に立った定員管理を行い、複雑高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう職員定数の配分を見直すため、この条例の制定について提案するものです。

次に4件目、安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは地方自治法の一部改正に伴い、会計年度職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから所要の改正を行うため、この条例の制定について提案するものです。

次に5件目、安平町キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらはときわキャンプ場及び鹿公園キャンプ場の料金改定を行うため、この条例の制定について提案するものです。

次に6件目です、安平町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。こちらは道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路占用料を改定し合わせて安平町道路占用料徴収条例で定める額を根拠とする準用河川流水占用料等徴収条例、普通河川管理条例及び公園条例並びに道の駅条例の定める額を改定するため、この条例の制定について提案するものです。

次に7件目です、安平町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

の一部改正に伴い条例の一部改正を行うものです。

続いて8件目、安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。第9期介護保険事業計画で見込まれる介護保険の受給者数、介護サービス料等に基づき令和6年度から令和8年度までの介護保険料の額等を定めるのに加え、介護保険制度の維持、可能性を確保する観点から今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制を図るものとするため、この条例の制定について提案するものです。

次に9件目です、安平町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは水道法の改正に伴い水道整備、管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されるため、この条例の制定について提案するものです。

続いて10件目です。安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴う変更について必要な事項を定めるため、この条例の制定について提案するものです。

次に11件目、安平町児童館条例の一部を改正する条例の制定についてです。児童及び保護者のニーズに対応した利用機会の拡大について必要な事項を定めるため、この条例の制定について提案するものです。

次に補正予算案件6件ですが、まず1件目、令和5年度安平町一般会計補正予算（第9号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ2億1255万1000円を減額し、歳入歳出総額86億9138万5000円とするものです。

次に2件目、令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ470万3000円を増額し歳入歳出総額9億1510万1000円とするものです。

次に3件目です。令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ122万3000円を増額し歳入歳出総額1億5197万8000円とするものです。

次に4件目、令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてです。まず保険事業勘定です。歳入歳出それぞれ5462万3000円を減額し、歳入歳出総額10億6841万5000円とするものです。次に介護サービス事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ67万9000円を追加し歳入歳出総額929万1000円とするものです。

次に5件目、令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてです。歳入歳出それぞれ8894万8000円を減額し、歳入歳出総額7億989万円とするものです。

6 件目、令和 5 年度安平町水道事業会計補正予算（第 4 号）についてです。まず収益的収入及び支出ですが、収入は344万9000円を増額し 3 億7869万6000円とするものです。支出は143万8000円を減額し 3 億1893万円とするものです。次に資本的収入及び支出ですが、収入は388万1000円を減額し8970万円とするものです。支出は1209万9000円を減額し 1 億7114万2000円とするものです。なお、水道事業会計については公営企業会計法に基づく会計となるため収入額と支出額は合致しません。

次に当初予算案件 6 件ですが、1 件目、令和 6 年度安平町一般会計予算について。歳入歳出総額95億2254万8000円、前年当初予算対比14.36%の増です。

2 件目、令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について。歳入歳出総額 8 億7470万1000円とするもので、前年度当初予算対比では1.79%の減となっています。

次に 3 番目、令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。歳入歳出総額 1 億7177万円とするもので、前年当初予算対比14.14%の増となっています。

次に 4 件目、令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計予算についてです。まず、保険事業勘定からです。歳入歳出総額 9 億1290万3000円とするもので、前年度当初予算対比では4.54%の減となっています。次に介護サービス事業勘定ですが、歳入歳出総額622万6000円とするもので、前年度当初予算対比では4.89%の減となっています。

続いて 5 件目、令和 6 年度安平町水道事業会計予算についてです。収入総額 4 億5444万8000円。支出合計については 4 億8368万1000円とするものです。

次に 6 件目、令和 6 年度安平町下水道事業会計予算について。収入合計10億7694万円とするもので、支出合計については10億6438万8000円となります。水道事業会計及び下水道事業会計については、公営企業会計法に基づく会計となるため収入額と支出額は合致しません。

次にその他の案件 4 件ですが、1 件目、安平町地域福祉総合計画の策定についてです。こちらは安平町地域福祉総合計画の策定について安平町議会基本条例第 3 条の規定により提案するものです。

2 件目、安平町高齢者保健福祉計画、第 9 期介護保険事業計画の策定についてです。こちらは安平町高齢者保健福祉計画、第 9 期介護保険事業計画の策定について安平町議会基本条例第 3 条の規定により提案するものです。

次に 3 件目、東胆振 3 町介護認定審査会共同設置規約の変更についてです。こちらは東胆振 3 町介護認定審査会の共同設置にかかる協定書に基づき、事務局を安平町に変更するための当該審査会共同設置規約の変更について地方自治法第252条の 7 第 3 項において準用する同法第252条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により提案するものです。

最後に 4 件目、東胆振 3 町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更についてです。こちらは東胆振 3 町障害程度区分認定審査会の共同設置にかか

る協定に基づき、事務局担当町を安平町へ変更するため、当該審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により提案するものです。

これら提案事項の具体的な内容については、それぞれ上程されました段階で副町長または担当課長、担当参事等から詳しく説明申し上げます。

以上、私どもの方から提案しました案件を説明させていただきましたのでご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。また、事務的な事項に関することにつきましては別添事務報告書をご参照願います。補足説明することは特にありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第7 町政執行方針

○議長（多田政拓君） 日程第7。令和6年度町政執行方針を行います。それでは執行方針説明のため町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）

令和6年度 町政執行方針

令和6年第2回安平町議会定例会の開会にあたり、町政執行において新年度に臨む私の所信と施策の一端を述べたいと存じます。

はじめに

この度の令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福を謹んでお祈りいたしますとともに、被災をされた全ての皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

今なお避難されている方々や復旧作業に従事されている方々をはじめ、関係者皆様の安心と健康、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当町を取り巻く昨今の社会情勢として、新型コロナウイルス感染症からの3年間を乗り越え、約30年ぶりとなる賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きには前向きな動きが見られておりますが、物価・燃料の高騰は長期化し、私たちの生活に大きな影響を及ぼすなど、先行きを見通すことが依然として困難であり留意する必要があります。

また、脱炭素社会の構築を目指すグリーントランスフォーメーションや、進化したデジタル技術で社会や人々の生活をより良いものへ変革させるデジタルトランスフォーメーションいわゆるDXなど、視座の高いまちづくりが求められております。

これらの対応も含めて、未来に向けたまちづくりを推進するため、令和5年度からの4年間を計画期間とする「第2次安平町総合計画 後期基本計画」をスタートさせたところであります。

平成30年北海道胆振東部地震から5年半が経過しましたが、安平町の未来につながる復興のシンボルとして建設を進めてきました「安平町立早来学園」が令和5年4月に開校し、新しい学び舎には子どもたちの声が響き、図書室など広く町民が利用できる「まなびお」には子どもから高齢者まで多世代の多くの方々で賑わい、地域に開かれた学校として第一歩を踏み出しました。

これまでに当町が進めてきた子育て・教育環境の魅力化に対して子育て世代からの興味関心が高く、令和4年から2年連続で社会人口増加につながっていると同時に、賃貸住宅大手のある民間企業の調査では2023年幸福度ランキングにおいて本町が北海道版で第3位になるなど、町民の皆様にとっても住みやすい町、住み続けたい町と思ってもらえるまちづくりが進んでいると感じております。

裏を返せばこのような評価をいただいていることは、町民の皆様や町内活動団体など、まちづくりに関わっていただける方々が増えたこと、まちづくりを自分ごととして捉えていただけているからこそだと感じており、改めて町民皆様へ感謝申し上げますとともに、今後もこの町で暮らして良かったと思えるまちづくりを目指して、全力で町政運営に尽くしてまいります。

まずはじめに令和6年度に向けて重要政策として捉えている事項について申し上げます。

1. 魅力的な子育て・教育の推進と人口確保対策の展開

地理的優位性や子育て・教育環境といったこの町の価値を魅力的に感じていただけることが多くなり、令和4年から2年連続で社会人口が増加となっておりますが、引き続き日本ユニセフ協会と取り組むCFCIいわゆる「こどもにやさしいまちづくり」の理念を踏まえ、中学校部活動の地域移行や追分地区での小中一貫義務教育学校の在り方等に向けた議論を開始するなど、さらなる子育て・教育環境の魅力化に向けて進めていくとともに、次世代半導体の量産を目指すラピダスが千歳市へ進出する機会を逃すことなく、町の強みである「子育て・教育」を訴求力として人口確保につなげる取組みを検討してまいります。

2. 早来公民館の大規模改修とスポーツ交流の推進

復興関連事業に位置付けている早来公民館の大規模改修については、施設の耐震化をはじめ、災害時の避難所・支援活動機能と運動場・合宿施設機能を兼ね備えた複合施設として整備するとともに、敷地内にあるスポーツセンターをはじめとした当町のスポーツ施設のほか、民間企業が経営するゴルフ場などを活かし、町内での経済波及効果につながる合宿誘致やスポーツを通じた交流人口・関係人口の拡大に取り組んでまいります。

3. 脱炭素社会の実現に向けたゼロカーボンの推進

近年、世界各地で猛暑や台風、集中豪雨など地球温暖化に起因するといわれている自然災害が頻発、激甚化しており、こうした気候変動に関する対策は喫緊の課題となっております。

そういった中、国際的にも我が国においても、脱炭素社会の実現を目指すことが広く共有されている状況を踏まえ、当町においても環境にやさしく快適で安全・安心なまちづくりに向け、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティ宣言を行ったところであり、町民皆様や事業者の皆様と一体となって、脱炭素社会の実現に向けた取組みを展開してまいります。

第2次安平町総合計画に基づく主要施策

第2次安平町総合計画の体系に合わせた令和6年度における主な個別施策は次のとおりです。

I 子育て・教育

- ① ユニセフ日本型『子どもにやさしいまちづくり事業』実践自治体として、

子どもが健やかに育つ環境を創るため「仮称 子ども教育環境条例」の制定に向けた議論を開始してまいります。

- ② 「挑戦」をキーワードに社会との接続性を念頭に置いた安平町独自の教育手法『あびら教育プラン』については、当町の魅力的な子育て・教育環境の象徴的な取組みになりつつあることから、プログラムのさらなる磨き上げを図ってまいります。
- ③ 令和5年4月に開校した早来学園については、町内外の子育て世代をはじめ多くの方々から高い関心が寄せられております。
町全体における教育環境の魅力化・均衡という観点で平成30年から小中一貫教育を開始している追分地区についても、地域と時代にあった義務教育学校の在り方やコンセプト等に関して議論を開始してまいります。
- ④ G I G Aスクール構想の一環として令和6年度にデジタルドリルの実証導入を行っていくとともに、追分小学校及び追分中学校においては児童生徒用の机・椅子、可動ホワイトボードをはじめとした学校備品等の計画的な整備を進めてまいります。
- ⑤ 教職員の働き方改革による学校教育の質の向上と地域での持続可能で多様なスポーツ・文化環境の確保を目指し、総合型地域スポーツクラブであるNPO法人アビースポーツクラブと連携した体制整備及び中学校部活動の地域移行を進めてまいります。
- ⑥ 町内各学校における児童生徒の安全・安心な環境を確保するため追分小学校へのエアコン整備を行っていくとともに、早来学園へのエアコン整備に向けた実施設計を進めてまいります。
- ⑦ 入学者数の減少が続いている追分高等学校の存続については予断を許ない状況にあり、通学費援助、ICT端末の全生徒への支給、学校給食の提供などの支援策を講じてきたところですが、進学率や地域内外の就職率の高さをPRしていくとともに、道外からの生徒募集の受入れ体制の強化を図りながら存続支援協議会をはじめ地域一体となって学校の魅力化や入学希望者の確保に取り組んでまいります。
- ⑧ 建設から10年が経過した学校給食センターについては計画的な設備更新や劣化による食器類の更新を行っていくとともに、有機野菜を含めた地場産食材の使用率を拡大し、食育推進と安全・安心な給食の提供を行ってまいります。

II 人づくり・コミュニティ

- ① 地域コミュニティの維持存続や再生に向けて地域課題の共有と解決に向けた取組みを展開する地区別計画いわゆる協働実行プランについて、策定を終えた安平地区においては当該実行プランの実践を進めるとともに、遠浅地区においても策定を進めてまいります。
- ② 人口減少と少子高齢化、あらゆる分野での担い手確保や新領域への進出

など、様々な地域課題の解決と町の各種施策を推進するため都市部から多様な人材を受け入れる地域おこし協力隊制度を積極的に活用し、町民や地域団体とともに地域活性化を目指してまいります。

- ③ 北海道胆振東部地震において避難所として使用した迫分公民館については、近年の猛暑等の対応も念頭に真夏や真冬の避難生活に備えたエアコンを整備し、各種行事の会場や避難所としての機能向上を図ってまいります。
- ④ 令和6年度の重要政策でも述べたとおり復興関連事業に位置付けている早来公民館の大規模改修による防災支援施設の整備を進めてまいります。が、将来を見据えた施設管理の効率化を図るため『予約・決済・施錠管理』システムの導入によるデジタル技術を最大限活用した施設管理のモデル構築を図ってまいります。
- ⑤ 町内における運動面の拠点として機能向上が図られるよう、大規模改修を行う早来公民館を含むときわ公園エリアの野球場のバックスクリーン改修やスポーツセンターの温水プール天井の耐震改修を行ってまいります。
- ⑥ 令和5年に締結した台湾の台南市安平区との友好交流協定により、文化・教育・経済・観光など幅広い分野において交流を推進してまいります。

III 経済・産業

- ① 国による「みどりの食料システム戦略」に基づき環境保全型農業に係る取組みを拡大するなど、環境にやさしい持続可能な農業を推進するとともに有機農業の産地づくりを進める町内団体へ支援を行ってまいります。
- ② ラピダスの千歳市への進出を背景に周辺エリアへの関連産業の進出や民間投資の動きがあることから、当町の地域活性化につながるよう情報収集及び企業誘致に向けた対応に当たってまいります。
- ③ コロナ禍からの経済回復や通年集客に向けて、各種メディア媒体を活用した効果的かつ戦略的な観光プロモーションや町公式パンフレットの更新を行うとともに道の駅を拠点に町内回遊を促すため、町の自然等を題材としたツーリズム事業の実施をはじめ周遊や次回の来訪動機を与えるための地域情報の発信、カードラリーやスタンプラリーなどのソフト事業の展開、回遊交流促進看板の更新を行ってまいります。
- ④ 開業5年目で来場者数300万人を突破した道の駅については、駐車場内の車両動線の対応に向けた標識設置、車止めポールを設置、区画線・路面塗装等を行ってまいります。

また、JR早来駅に併設している物産館については、経年劣化に対応した適切な維持管理を行ってまいります。

- ⑤ 地域経済の活性化と町民生活の支援という観点から、物価高騰等を踏まえたプレミアム商品券の発行支援を行うとともに、利便性向上に向けて紙媒体だけではなく電子によるプレミアム商品券発行の導入について、実施主体である安平町商工会やポイントあびらの運営団体と協議を進めてまい

ります。

- ⑥ 町内の商工事業者が経営強化のために行う店舗等のリニューアルなどの取組みに対して支援を行う新たな制度を創設してまいります。

IV 健康・福祉

- ① 健康保険適用外の先進的な不妊治療費を助成するとともに、産後1年未満の産婦及びその夫に対して助産師による訪問型・通所型のケアを実施し、妊娠・出産・子育ての包括的支援の充実を図ってまいります。
- ② 幼児健診において眼球疾患の早期発見を可能とする屈折視力検査機や健診会場の衛生機器を購入し、健診体制の整備を進めてまいります。
- ③ 歯周疾患健康診査費用の全額助成を行うとともに、後期高齢者健康診査基本項目に5項目を追加し、疾患の早期発見による疾病の重症化予防、介護予防やフレイル対策を強化してまいります。
- ④ 公的医療機関を持たない当町にとって民間医療機関の維持存続は非常に重要であることから、施設の修繕工事のほか医療機関に対する必要な支援事業を行っていくとともに、入院病床や休日夜間の医療体制の連携に向けて協議検討を継続してまいります。
- ⑤ 老朽化が進む社会福祉協議会早来本所の移転を検討するとともに、追分支所の玄関スロープやエアコンの整備を行うほか、グループホームさかえのウォシュレット整備を行い、地域の福祉・介護を支える施設の計画的な整備を進めてまいります。
- ⑥ 厚真町社会福祉協議会との連携によるケアマネージャーの確保を行うほか、地域おこし協力隊員の活用、さらには人材の募集にはじまり介護資格を取得し就業するまでを一体的に外部委託し、慢性的に不足している介護人材を確保する取組みを強化してまいります。
- ⑦ 北海道国民健康保険団体連合会との連携による特定健康診査の受診勧奨を行い、国民健康保険事業における医療費の適正化に向けた取組みを進めてまいります。
- ⑧ 高齢者生活共同施設「ぽっぽ苑」の屋上設備修繕及び「はーと苑」を含めた両苑の共有部分にエアコン整備を行うほか、ぬくもりの湯特殊浴室「ひまわりの湯」の老朽化に伴う浴室設備の改修を行い、利用者の利便性及び介助者の負担軽減を図ってまいります。

V 生活環境・生活基盤

- ① ゼロカーボンシティ推進協議会での議論を通じて地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定及び地域マイクログリッドの詳細設計に着手するとともに電気自動車の導入やEVステーションを設置するなど、ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでまいります。
- ② 家庭ごみ戸別収集を試行期間として実施し、ごみ出し困難者の負担軽減

と利便性向上に努めてまいります。

- ③ 近年行われたごみの収集日等の変更に伴い「資源物とごみの分別ガイドブック」の更新を行うとともに、外国人の方々に向けた日本語と英語を併記したダイジェスト版についても安平・厚真行政事務組合と連携を取りながら作成してまいります。
- ④ 北海道胆振東部地震の経験を踏まえ災害廃棄物処理計画を策定するとともに大学との連携による防災教育活動を実施し、震災時の教訓を後継世代へ伝承する取組みを進めてまいります。
- ⑤ 保護猫活動に対する支援を行い、地域猫としての共生に努めてまいります。
- ⑥ 道路・橋梁については長寿命化計画に基づき進めておりますが、遠浅酪農2号線の全面改良に向けた詳細設計を行うとともに追分小学校の坂道の追分市街4号線歩道新設工事や凍上等により通行に支障が出ている歩道や雨水柵の修繕を優先度の高い地点から各所で実施してまいります。
- ⑦ ときわキャンプ場内に拡張造成したオートキャンプ場をオープンするとともに、鹿公園トイレの修繕工事を行ってまいります。
- ⑧ 公営住宅をはじめとする公共施設については計画的に整備改修を進めると同時に、駐車場など新たな土地利用に向けてしらかば合宿所や公営住宅の解体を行ってまいります。
- ⑨ 2か年連続の社会人口増を達成し、子育て世代や首都圏からの移住希者など多様なニーズを踏まえ引き続き民間賃貸共同住宅の建設支援や宅地の確保、民間空き地・空き家活用等により住まいの確保策を展開してまいります。
- ⑩ 公共下水道事業を公営企業会計へ移行するとともに、サービスの安定的な提供を続けていくために経営戦略の改定を行ってまいります。
- ⑪ 沿線市町等との連携によるJR室蘭線の利用促進策を展開するとともに循環バスにおける自由乗降区間の拡充、デマンドバスの停留所増設やスマホ予約者を対象とした無料乗車キャンペーンを実施するほかライドシェアなど新たな仕組みも視野に入れて、早来地区のハイヤー空白の解消をはじめとした持続可能な公共交通対策に臨んでまいります。
- ⑫ 消防・救急体制の向上と効率化を図るためAEDや人形の訓練備品の更新のほか、携帯型モニタリング機能付き除細動器や消防団用雨衣の整備を行ってまいります。

VI 行財政運営

- ① 住民票の写し及び印鑑証明書のマイナンバーカード利用によるコンビニエンスストア等交付や公民館等の公共施設における公衆無線インターネット接続サービス「フリーWi-Fi」の提供などDX推進計画に基づき進めておりますが、各世代がデジタルに触れる機会創出やDX人材を育成す

る取組みを進めてまいります。

- ② 安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化を目指す「安平町行政改革プラン2022」に基づき各種手続きの負担軽減や業務改善による住民サービスの向上とともに、持続可能な財政運営に向けた施設等の再編・統廃合や民間活力の有効活用に向けた各種検討など不断の行政改革に取り組んでまいります。
- ③ 来庁者や電話による不当要求行為等の対応内容を正確に記録・保存するため録画用カメラや録音装置を取り付け、役場業務の公正かつ適正な執行の確保に努めてまいります。

むすび

ただ今、令和6年度の町政執行に臨む私の所信表明と施策の一端を申し述べさせていただきます。

復興関連事業に位置付けている大型事業のうち、「安平町立早来学園」が開校し、令和6年度には「早来公民館の大規模改修による防災支援施設」の整備を進めてまいります。

物価高騰への対応など先行きが不透明な状況下にはございますが、住民サービスの維持確保と持続可能な財政運営を図りつつ、前例にとられることなく時代のニーズを的確にとらえ、安平町をより高いステージへ引き上げてまいります。

町政を担う責任者として、第2次安平町総合計画の将来像『育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち』の実現に向け、全力で町政運営に取り組んでまいりますので、町民の皆様をはじめ、議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和6年度に向けての私の町政執行方針とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。以上で令和6年度町政執行方針を終わります。

◎ 日程第8 教育行政執行方針

○議長（多田政拓君） 日程第8、令和6年度教育行政執行方針を行います。説明のため教育長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長どうぞ。

○教育長（種田直章君）

令和6年度教育行政執行方針

令和6年第2回安平町議会定例会の開会にあたり、私の所信と教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

はじめに町内の教育分野における昨今の状況と今後の見通しについて触れさせていただきます。

昨年4月に開校した義務教育学校「安平町立早来学園」に対する注目度の高さは、全国各地からの視察の件数や早来学園を会場とした各種イベントへの参加者の数に明確に表れております。学校施設と可動式の備品を生かし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指す教員の意欲とスキルは明らかに向上しており、児童生徒の資質・能力がさらに高められるよう進めてまいります。また、地域の方々との供用スペース「まなびお」の利用件数も予想をはるかに超える実績値となっており、学校施設の在り方を考える上で先駆的な事例となった早来学園開校までの取組を追分地区における学校づくりにも生かしていけるものと考えます。

昨夏の異常ともいえる猛暑により進められた熱中症対策については、エアコンの配備とともに、学校管理規則の一部を改正し、これまでそれぞれ25日以内とされていた夏季休業・冬季休業の期間を見直し、夏季休業を30日間、冬季休業を20日間のように設定できることとしました。併せて暑さ指数を目安としながら臨時休業や下校時刻の繰り上げを行うことで、児童生徒が安心して安全に学校生活を送ることができるよう柔軟かつ適切な対策を講じてまいります。

追分高等学校については今後、入学辞退や転校等による減少が生じたとしても5月1日時点での第1学年20人以上を確保できる見通しがついたことから、再編整備の対象から外れる可能性が高くなりました。多方面から評価されている追分高校の魅力をさらに高められるよう今後も町と高校が連携・協力して取り組んでまいります。

早来公民館については、耐震化とともに体育館や合宿所としての機能を備え、災害時には安心して生活できる避難所としての機能を備えた施設とするための大規模改修を行ってまいります。また、スポーツセンターと連携しながら利用者の増加やスポーツを通じた交流人口の拡大に努めてまいります。

安平町には若い世代の移住者も増えており、生涯学習環境を高めるうえで戦力となる人材が少なからずいることから、そのような方々に活躍していただ

る機会や場の設定についても積極的に検討してまいります。

1 就学前教育・保育、子育て支援の充実

(1) 就学前教育・保育の推進

令和5年度の先進地視察で学んだ内容を踏まえ、これまで検討してきた病児病後児保育の導入を優先する進め方ではなく、体調不良児型の導入を優先し、病児病後児保育に関する知見を深めていく考え方を基本としながら、認定こども園と連携して検討・協議を進めてまいります。

(2) 子育て支援の充実

「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の実践自治体として子どもが意見を述べ、社会参画を保障する活動機会のさらなる充実に努めてまいります。併せて、「(仮称)子ども教育環境条例」の制定に向けた協議・検討に取り組んでまいります。引き続き、「あびら教育プラン」を主軸として子どもたちの想いを形にできるよう進めてまいります。

2 学校教育の充実

(1) 多様な専門性を有する質の高い教職員の育成

教員が、今後どの分野の学びを深めるべきか、学校で果たすべき役割に応じてどのような学びが必要かということについて正しく認識し、意欲をもって研修に取り組むことができるよう学校管理職の声を受けとめ、「対話に基づく受講奨励」を踏まえた研修機会の支援に努めてまいります。

(2) 「社会に開かれた教育課程」の充実

早来地区の学校をモデル校として行ってきた「あびら教育プラン」の教育課程（主として総合的な学習の時間）への位置付けを追分地区においても充実させてまいります。地域人材を講師に招いての体験的な学習とともに、児童生徒の発達段階に応じた探究的な学びの充実に努めてまいります。

地域学校協働本部による地域学校協働活動を進め、地域と学校の連携・協働体制の充実に努めてまいります。

(3) 学びの保障に向けた不登校対策の推進

全ての児童生徒が安心して学ぶことにより自らの進路を主体的に捉えることができるよう、不登校支援ガイドブック『全ての子どもの笑顔のために～社会的自立に向けた支援のポイント～』の内容を踏まえ教育支援センター機能をもつ不登校の児童生徒の居場所づくりについて学校とともに検討してまいります。

(4) 特別支援教育の充実

通常学級と特別支援学級の児童生徒が交流・共同学習に取り組む機会の充実をとおして、全ての教師がしょうがいに対する理解を深め、しょうがいのある児童生徒に対する組織的な対応力を高めることで、児童生徒が相互に理解し合える教育を進めてまいります。

(5) 子どもの権利を大切にする教育の推進

子どもが意見を表明し社会参画について積極的に考える機運を高めるためユニセフの提唱する「Child Rights Education (CRE) : 子どもの権利を大切にする教育」を教育活動のあらゆる場面において進めてまいります。

(6) 学校における働き方改革の推進

教員の心身の負担軽減及び教員が本来の業務に専念できる環境の構築を進めるうえで有効と考える道教委の「スクールロイヤー制度」の活用について検討いたします。

中学校における部活動については、受け皿である総合型地域スポーツクラブと連携しながら地域移行を進めてまいります。

3 追分高等学校への支援の充実

(1) 町と高校の連携のさらなる強化

追分高校の実績に対する高い評価について理解が進むようPRの仕方や周知方法について工夫するとともに、その魅力をさらに高められるよう町と高校の連携に尽力いたします。

(2) 町として継続する支援

希望する生徒や教職員に対する学校給食の提供、JRを利用して通学する生徒に対する定期券購入に係る費用の全額補助、各生徒へのタブレットの供与、就学に係る費用の援助、奨学金の貸付・給付、各種検定・資格取得に係る検定料の半額補助、全道・全国大会等に出場する生徒への遠征費等の補助、選択教科への講師の派遣、外国語指導助手(ALT)の派遣等について引き続き支援してまいります。

(3) 高校存続のための実績の報告

町としての高校への支援内容に加え、進学率・就職率の状況、生徒の活動実績、安平町誘致企業会による就労支援懇話会の取組内容、学校運営協議会及び追分高等学校存続支援協議会での協議内容等について設置者である北海道への報告を継続し、学校存続の意義についてご理解いただくよう努めてまいります。

4 社会教育の充実

(1) 平和教育の充実

児童生徒が平和と命の尊さについて学び、深く考える機会として、広島市で開催される広島平和記念式典への派遣を行います。事前研修の充実に努め、派遣される児童生徒が現地で深い学びができるよう支援に努めます。また、事後研修におけるふり返りをしっかり行い、自校の児童生徒への報告とともに地域の方々にお伝えする内容の充実が図られるよう支援します。

(2) 生涯学習フェスティバルでの団体への支援

生涯学習活動推進のための象徴的事業として位置付け、芸術・文化分野からスポーツまで幅広く鑑賞の機会や活動の場を町民に提供し、様々な活動に触れてもらう生涯学習フェスティバルにおいて協賛団体の活動への意欲を高め、団体相互の交流を促進することができるよう適切な支援と助言を行ってまいります。また、各団体やサークル、町などが主管して行っている活動について認識を深めていただくとともに、各活動に参加することで、町民が自ら社会参画し、今後の自身の学習活動につなげていただけるよう促してまいります。

(3) 町民自らが企画・立案・運営する学習活動に対する支援

学習や社会参加への意欲を高め、自ら啓発に努める学習活動を促進する生涯学習活動促進事業を推進するとともに、生涯学習の推進の観点に立ち社会教育の充実振興を図るため、町民の求めに応じて持続的・継続的な自主活動として団体の自立までの補助を積極的に行ってまいります。

(4) 国際理解教育の推進並びに地域間交流への支援

外国の文化や異文化コミュニケーションについて学ぶことを通じて世界に目を向ける契機となるよう、国際理解教育や国際交流、地域間交流の取組を進めるとともに、それらに対する町民及び関係団体の活動を支援してまいります。また、令和5年に締結した台湾の台南市安平区との友好交流協定により、文化・教育・経済・観光など幅広い分野において交流を推進してまいります。

(5) 生涯スポーツの支援

町民の体力や健康の維持・増進を目的として、年齢や体力に応じて気軽にできるスポーツ事業や運動教室、各種スポーツ大会等民間企業やスポーツ団体と連携した取組を推進してまいります。また、安平町の特長を生かしたスポーツに取り組む人を引き続き支援してまいります。

(6) 社会体育施設の利用促進に向けた取組の充実

JOCの認定施設スポーツセンターについては、町民はもとより実業団や大学などからも高い評価を受けていることに加え早来公民館の大規模改修により合宿所としての利用が期待されることから、今後も指定管理者と連携しながら利用サービスのさらなる向上に努めてまいります。また、温水プール天井の耐

震改修も行ってまいります。

(7) 鉄道資料館整備事業に係る検討の推進

S Lの展示やミニS Lの運行等については現在の課題を解決し、来場される方の安全性を最優先に考え、将来を見据えた事業の在り方について検討を進めてまいります。

(8) 社会教育施設の整備

早来公民館改修については耐震化未対応であるという根本的な問題を解決し、被災したしらかば合宿所と早来研修センターを集約するとともに、防災支援施設としての機能を有する施設として整備します。また、将来を見据えた施設管理の効率化を図るため、予約・決済・施錠管理システムの導入によるデジタル技術を最大限活用した施設管理のモデル構築を図ってまいります。

以上、令和6年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

引き続き、町民の皆様、町議会議員の皆様の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。以上で令和6年度教育行政執行方針を終わります。

◎ 日程第9 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第9、議案第1号令和5年度安平町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第1号朗読。

議案第1号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第9号）について

令和5年度安平町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

追分小学校空調設備整備事業費の計上等により、令和5年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第1号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第9号）

令和5年度安平町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ212,551千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8,691,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和5年度安平町一般会計補正予算（第9号）についてご提案説明致します。今補正の主なものにつきましては、歳入では令和5年度国の補正予算による普通交付税の再算定による4418万6000円の増額計上等。歳出では追分小学校空調設備設置工事費1億3208万4000円の計上等です。なお、今補正においては歳入歳出ともに各種事務事業費の確定及び決算見込みによ

るものにつきまして説明等は省略させていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは歳出から説明致しますので29ページをお開き下さい。1款議会費は全て決算見込み等による減額となりますので説明は省略いたします。

31ページにまたがる2款総務費1項1目一般管理費(5)その他の一般管理費10節は例規集追録の増により増額するもので、その他は決算見込み等による減額です。2目電子計算費(1)防災行政情報告知ネットワーク構築事業10節はデータ放送送出送致故障修繕による増額、(2)総合行政ネットワークシステム運用事業13節は新規採用職員のアカウント追加による増額で、18節は人事給与システム制度改正に係る対応等による負担金の増額です。32ページ(4)電算機器等管理経費10節は各課設置業務用プリンター修繕料の計上で、14節は所有者からの要望による光ケーブル移設工事の増額、(5)戸籍情報システム改修事業は戸籍附票への振り仮名記載に対応するためのシステムの改修で繰越明許費により実施するものです。33ページ(9)社会保障・税番号制度システム構築事業は住民票への氏名のふりがな記載対応などを行うもので繰越明許費により実施。その他は全て決算見込み等による減額です。5目職員厚生管理費は全て決算見込み等による減額です。34ページ7目財産管理費(2)公用車管理経費10節は公用車燃料消費量の増及び単価上昇による増額、35ページ(3)町有施設管理経費12節除排雪業務委託料は支出見込みによる不足分の増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。36ページ9目地方振興費は決算見込み等による減額です。37ページにまたがる10目企画費(1)地域公共交通対策事業13節及び18節地域公共交通維持確保ハイヤー運賃等助成金は、運賃改定等に伴う支出見込みの増により増額するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。38ページから40ページにまたがる11目まちづくり推進費及び12目交通安全対策費、41ページ13目核兵器廃絶平和宣言費までは全て決算見込み等による減額です。15目財政調整基金費は普通交付税の再算定により追加交付となった臨時財政対策債の償還経費分を積み立てるもの。3項1目戸籍住民基本台帳費は歳入補正に伴う財源振替で、4項1目選挙管理委員費から43ページ5項2目各種統計調査費までは全て決算見込み等による減額です。

44ページ3款民生費1項1目社会福祉総務費(2)国民健康保険事業特別会計繰出金は、福祉医療費助成の影響分に対する繰出金の増額、その他は全て決算見込み等による減額で、45ページ3目民生委員費及び4目社会福祉施設費は全て決算見込み等による減額です。5目ぬくもりセンター施設費10節はボイラー不調による修繕料の増額で、46ページ12節除排雪業務委託料は実績による増額、その他は決算見込みによる減額です。9目高齢者福祉費(2)高齢者支援事業17節は指定寄付金を活用し血圧計及びパルスオキシメーターを購入するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。47ページ10目高齢者福祉施設費17節は、ぼっぼ苑のファクシミリが故障したため入れ替

えをするもの、その他は全て決算見込み等による減額で、11目介護支援費は全て決算見込み等による減額です。48ページ12目しょうがい者福祉費12節は法改正によるシステム改修費の計上。19節しょうがい者自立支援費及びしょうがい者医療費給付費は利用者等の増によるもので、その他は決算見込み等による減額です。2項3目子育て支援費（1）児童館運営経費は、児童館指定管理業務委託料に放課後児童支援員等処遇改善事業の額の確定及び業務のICT化事業の採択により追加するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。49ページ4目認定こども園等運営経費18節子どものための教育・保育給付費負担金は公定価格の増額改定などにより負担金を増額するもの、児童福祉複合施設管理運営経費負担金は光熱水費の経費負担の増額見込みによるもので、保育教諭確保事業補助金は合格者見込み者数の増によるもの、その他は全て決算見込み等による減額です。5目児童手当費は全て決算見込み等による減額です。

50ページ4款衛生費1項1目地域保健費から53ページにまたがる2目予防費は全て決算見込み等による減額です。54ページにまたがる3目母子保健費22節は令和4年度未熟児養育医療費等国庫負担金の確定による返還金で、その他は全て決算見込み等による減額です。55ページ4目霊場費から56ページ2項1目衛生組合費までは全て決算見込み等による減額で、3項1目水道費は給水切替工事財源などの増額によるものです。

57ページ5款労働費は決算見込みによる減額で、6款農林水産業費1項1目農業委員会費及び58ページ2目農業総務費は全て決算見込み等による減額です。4目農業振興費（3）生産振興対策事業経費22節は平成30年度被災農業者向け経営体育成支援事業補助金で、財産処分により補助金の一部を返還するもの、その他は決算見込みによる減額です。59ページ5目畜産業費及び60ページにまたがる6目土地改良事業費は全て決算見込みによる減額です。7目安平川地区国営土地改良事業費18節は令和4年度の負担金精算等による増額で、その他は決算見込みによる減額です。9目ダム管理費から61ページ2項2目林業振興費は全て決算見込み等による減額です。

62ページ7款商工費1項1目商工業振興費（1）企業誘致推進事業経費10節は、サテライトオフィスの利用実績の増及び電気料金の値上げなど支出見込みによる増額。（3）安平町商工会補助金18節追分ふれあいセンターいぶき管理運営経費補助金は、使用料収入の大幅減少及び燃料費の高騰による救済措置として補助金を増額するもので、その他は全て決算見込み等による減額です。64ページ2目観光費及び65ページ3目道央新事業創出促進事業費は全て決算見込みによる減額です。

66ページ8款土木費1項1目土木総務費は全て決算見込み等による減額で、2項1目道路橋りょう総務費（1）町道測量業務は決算見込みによる減額で、（2）公用車等管理経費は燃料費高騰に伴い増額をするものです。67ページ2目道路維持費（1）道路施設等維持管理経費は電気料金の値上げな

ど支出見込みによる増額。(2)除雪対策経費は今後の支出見込みによる増額で、その他は決算見込み等による減額です。3目道路新設改良費から70ページ4項3目緑化推進費までは全て決算見込みによる減額です。71ページ4目地籍調査費は歳入補正に伴う財源振替で、5目公共下水道費から72ページ5項2目住宅建設費までは全て決算見込み等による減額です。

73ページ9款消防費は全て決算見込み等による減額です。74ページにまたがる10款教育費1項3目義務教育振興費(1)学校施設管理経費14節追分小学校空調設備設置工事は、国の補正予算を活用し追分小学校にエアコン設備を行うもので、繰越明許費により実施をするもの。その他は全て決算見込み等による減額です。75ページにまたがる4目教育振興費から6目スクールバス管理費までは全て決算見込みによる減額です。76ページにまたがる2項1目学校管理費10節は暖房の使用が多く予算不足が見込まれるため増額するもの。12節除排雪業務委託料は支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。77ページにまたがる3項1目学校管理費10節は除雪機の使用頻度の増によるもの。12節除排雪業務委託料は支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。2目教育振興費は決算見込み等による減額です。78ページにまたがる4項1目学校管理費12節除排雪業務委託料は支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。79ページにまたがる5項1目社会教育総務費及び80ページにまたがる2目文化財保護施設費は全て決算見込み等による減額です。3目公民館費(1)公民館施設管理経費12節除排雪業務委託料は支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。81ページ6項1目保健体育総務費及び82ページにまたがる2目生涯スポーツ振興事業費は全て決算見込み等による減額です。3目体育施設費12節除排雪業務委託料は支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。83ページ4目学校給食費10節修繕料は現契約満了による原状回復修繕を行うもの。84ページ11節手数料はアレルギー検査手数料の計上で、その他は全て決算見込み等による減額です。85ページにまたがる5目スキー場管理費及び6目町民プール管理費は全て決算見込み等による減額です。7目スポーツセンター管理費(1)多目的スポーツセンター施設維持管理経費12節除排雪業務委託料は支出見込みによる増額で、その他は全て決算見込み等による減額です。86ページ8目野球場管理費は全て決算見込み等による減額です。

11款災害復旧費1項1目河川災害復旧費及び87ページ2項1目公立学校施設災害復旧費はいずれも歳入補正に伴う財源振替で、3項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費は決算見込み等による減額です。

13款給与費は歳入補正に伴う財源振替によるものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので8ページをお開きください。12款地方交付税は国の補正予算に伴い地方交付税が増額され、今年度交付された普通交付税の基準財政需要額の再算定などにより追加交付されるも

のです。

9ページにまたがる14款分担金及び負担金1項2目衛生費負担金及び3目農林水産業費負担金は決算見込みによるものです。

9ページから11ページにまたがる15款使用料及び手数料は全て決算見込みによるものです。

12ページにまたがる16款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金から15ページ2項5目土木費国庫補助金は全て決算見込みによるものですが、13ページ2項1目総務費国庫補助金5節社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍情報システム改修事業及び社会保障・税番号制度システム構築事業の実施に伴い交付される補助金で、繰越明許費の財源となるものです。6目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金、追分小学校空調設備整備事業は、追分小学校のエアコン設備事業の実施に対し基準額の3分の1が交付されるもので、繰越明許費の財源となるものです。早来小学校建設事業及び7目災害復旧費国庫補助金は、いずれも決算見込みによるものです。

16ページ17款道支出金1項1目民生費道負担金から21ページ3項1目総務費委託金は、いずれも交付額決定または決算見込みによるものですが、19ページ2項4目農林水産業費道補助金1節水利施設管理強化事業補助金は、水利施設管理強化事業に対し予算割当があったものです。21ページから23ページにまたがる18款財産収入は全て決算見込みによるもので、19款寄付金1項2目指定寄付金は企業版ふるさと納税で新たに寄付があったもので、その他は記載のとおりです。

24ページ20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、3目まちづくり基金繰入金から25ページにまたがる8目農業振興基金繰入金まではいずれも充当事業の補正などによるものです。

22款諸収入3項1目衛生費受託事業収入及び27ページにまたがる4項6目雑入はいずれも決算見込みによるもので、その他は記載のとおりです。

23款町債は全て事業費の確定または決算見込みにより整理するものですが、28ページ5目教育債防災・減災・国土強靱化債は、追分小学校のエアコン設備事業の実施に対し新たに借入れを行うものです。

次に繰越明許費補正及び地方債補正について説明を致しますので4ページをお開きください。まず第2表繰越明許費補正の追加については2款1項戸籍情報システム改修事業742万9000円及び社会保障・税番号制度システム構築事業262万9000円は、いずれも総務省の補助事業が繰越事業となったことから本町においても繰越事業として実施するもので、10款1項追分小学校空調設備整備事業1億3208万4000円は国の補正予算を活用し追分小学校にエアコン設備を行うため繰越事業で実施するものです。

次に第3表地方債補正の追加につきましては追分小学校空調設備整備事業で限度額を4570万円とするものです。5ページ、変更については防災支援施設改修整備事業の限度額を850万円から770万円に、地域医療提供体制維持費

補助事業の限度額を3490万円から3260万円に、遠浅酪農2号線改良舗装事業の限度額を1億200万円から2730万円に、追分市街4号線改良舗装事業の限度額を1530万円から1280万円に、早来小中学校整備事業の限度額を1億1360万円から8480万円に、追分公民館整備事業の限度額を1850万円から1840万円に、安平公民館整備事業の限度額を320万円から310万円に、準用河川ニタツポロ川災害復旧事業の限度額を570万円から680万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還方法は変更ございません。

以上、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2億1255万1000円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ86億9138万5000円とするものでございます。ご審議のうえご決定下さいますようお願い致します。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様です。ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を始めます。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出29ページをお開きください。PDFの画面では32ページとなります。歳出29、30ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ31、32ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ33、34ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ35、36ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 35ページの工事請負費のところの町有地整備工事と分譲地水道整備工事、その下の分譲地下水道整備工事に関して、こちら付随しているものかと思うのですが減額要因をお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） はじめに町有地整備工事の方ですが、こちらは早来北進の土捨て場の取り付け道路の設置工事にかかるものでして、この分で188万1000円執行残となっています。それともう1か所、総合支所の職員用の駐車場。こちらを簡易整備する予定で9月補正させていただいたのですが、近接工事によりまして簡易整備が実施されたことによりまして補正させていただいた112万2000円をそのまま減額させていただいて300万3000円となっています。

次に分譲地の水道整備工事ですが、こちらは早来栄町の分譲地の水道整備です。これは宅地に水道管を引き込む工事です。こちら事業の完了による執行残となっています。

続きまして分譲地の下水道整備工事、こちらも水道と同じく早来栄町の分譲地の下水道管を引き込む工事になっています。こちらも事業が完了したことによる執行残となっています。

- 議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ37、38ページ。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 38ページの（6）男女共同参画推進事業。こちら全額落としているのですが、どのようなことを例年行っているのかをお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

- 政策推進課参事（山口崇君） 例年パネル展を実施する計画を組んでいまして、女性プラザの方からパネルをお借りして公民館等で設置するような事業となっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） よろしいですか。三浦議員。
○7番（三浦恵美子君） 全額これ通信費として落としたということは今年度はやらなかったという認識なのか、それともやったけれども通信費に関しては使わなかったということなのか、そのところお願いします。

（理事者側協議）

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課参事。
○政策推進課参事（山口崇君） ちょっと確認不足がありまして、後ほど確認させていただきます。
○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
○10番（高山正人君） 私は37ページの18の負担金補助及び交付金の中で、地域公共交通維持確保ハイヤー運賃等助成金の17万2000円という増額になって利用者としてはとても嬉しいのですが、この中身について詳しく教えてください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課参事。
○政策推進課参事（山口崇君） こちらはハイヤー運賃が10月25日に改定されたことを受けまして、その料金見合い分が増えている形で分析しています。12月末時点の実績でも116%の増ということなので、16%の伸びが出ている状況となっています。
○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ39、40ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ 41、

[高山議員挙手]

○議長(多田政拓君) 高山議員どうぞ。

○10番(高山正人君) 私は40ページで負担金及び補助金の関係で、民間住宅の建設の支援の補助金だったのですが、結果的にはこれは実績的にはゼロだということで理解してよろしいですか。

[山口政策推進課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 政策推進課参事。

○政策推進課参事(山口崇君) 交付申請を受けている件数として2件となっています。1件は10月の臨時会の時にご説明させていただきまして、物価資材高騰等スケジュールが今年度中の完了が難しいということで一回落とさせていただいて債務負担行為で着手するところが1件認定しています。

もう1件が年度内完了を目指して工事着手となっておりまして、令和5年に交付決定を起こした事業は2件、年度内完了ができそうなのが1件という見通しとなっています。

○議長(多田政拓君) よろしいですか。他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ 41、42 ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ 43、44 ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ 45、46 ページ。質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

- 7番（三浦恵美子君） 46ページの9目高齢者福祉費の（2）の高齢者支援事業の生活支援事業委託料の部分なのですが、こちら当初予算から半分ぐらい減額補正されているのですが、その要因についてお知らせ願います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） こちらの生活支援事業委託料の減額の関係ですが、こちらについては通院移送サービスの事業の部分で透析をされている患者さんが年度内に亡くなられてまして、サービスを利用することが無くなったことに伴う減額となっています。
○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ、

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
○2番（米川恵美子君） 46ページの下の方の長寿祝金等支給事業ですが、これ長寿祝金が減額になっているということは予想よりも少なかったということなのでしょうか。それで各年齢における祝い金を受け取った人数はどれぐらいになっているのかお知らせください。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） まず減額になったのは転出それと死亡による減額となっています。件数ですが実績になりますが、こちら3月に支給する方はこれからになりますが、見込みとして令和5年度186名の方が対象となっています。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
○2番（米川恵美子君） 全部で186名。77、88、99、100歳で。
○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） はい。全部です。
○2番（米川恵美子君） 各年齢ごとの数字は出ませんか。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 出ます。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 喜寿 127 名、それから米寿 52 名、白寿 4 名、百寿 3 名、合計で 186 名となります。

○2 番（米川恵美子君） ありがとうございます。

○議長（多田政拓君） よろしいでしょうか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 今の部分関連で 1 つ確認させていただきたいのですが、こちら例えば支給基準日にはご存命で、その後亡くなられた場合があるかどうか。それであった場合は、ご存命の時の基準日に基づいてご遺族とかに支給するかどうか。その点確認をお願いします。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 支給時期なのですが、誕生月の翌月に支給させていただいてまして、仮にその間に亡くなられた場合は、ご遺族の方に支給させていただいています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10 番（高山正人君） 45 ページ 4 目の社会福祉施設費の中の（1）の社会福祉施設管理運営経費、マイナスの 238 万 8000 円。当初計画の中では 1293 万 1000 円となって修繕料の残額が 238 万 8000 円ということで、この修繕費、かなり数字的に残っているのですがその要因を教えてくださいか。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） こちらについては社会福祉協議会追分支所の駐車場の舗装工事にかかる部分でして、入札の執行残ということで整理さ

せていただいています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 45 ページの一番下、ぬくもりセンター施設管理経費の中で、ボイラー不調のための修繕料と伺ったのですがボイラーの定期検査はしているのでしょうか。

〔大窪総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（大窪好己君） ボイラーは保守点検により点検していきまして、こちらの方でボイラーの修繕見込みのお話をしていますが、管が古くなって、そこが破けて水漏れ等が発生したケースがあるものですから、その修繕のために、もしかしたらの時のためにとっていて補正増としています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 47、48 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。49、50 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 続いて 51、52 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。53、54 ページ。質疑はありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

- 2番（米川恵美子君） 53ページの委託料で、コロナワクチンなどの接種業務委託料が減額になっていますが、これ予想に反してワクチン接種者が少なかったということなのではないでしょうか。どういう理由で減額になっているのか伺います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今米川議員がおっしゃったように接種者数が減になったことに伴いまして委託料も減額となっています。
○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ55、56ページ。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
○7番（三浦恵美子君） 55ページの5目環境衛生費のところの環境衛生事業経費、草刈り業務委託料なのですが、こちら居所不明者の土地の草刈りと伺っていたかと思うのですが、こちら問題が解決されて実績が無かったのか、それとも別な理由か要因を伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 税務住民課参事。
○税務住民課参事（佐々木智紀君） 問題が無かったということではなくて、空き地についての草刈りの実績が無かったということです。
○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ57、58ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ59、60ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) よろしいですか。61、62 ページ。質疑はありませんか。

[米川議員挙手]

○議長(多田政拓君) 米川議員。

○2番(米川恵美子君) 62 ページの一番下ですが、ふれあいセンターいぶき管理運営経費補助金となっていますが、今までに無かった金額かなと思うのですけど。そこに前からいぶきを町営にしてもっと町民に活用しやすくしていただきたい話はあるって、商工会の人に伺いましたら運営にお金がかかっているのもので早く手放したいみたいな話を個人的にしている方もいらっしゃるのですけど、将来的にはどうなのでしょう。そこまで考えていませんか。

[村上商工観光課長挙手]

○議長(多田政拓君) 商工観光課長。

○商工観光課長(村上純一君) いぶきの将来的なお話ですが、商工会の方と色々な話をしていきたいと考えています。

○議長(多田政拓君) よろしいですか。他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ 63、64 ページ質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 64 ページの一番下の負担金補助及び交付金の地域ブランド化推進支援事業助成金の部分なのですが、こちら9月20日に1400万円の増額補正をしているのですが、執行残の整理だとは思っているのですが、今回マイナス補正をしています。その要因などお知らせをお願いします。

[村上商工観光課長挙手]

○議長(多田政拓君) 商工観光課長。

○商工観光課長(村上純一君) ブランド化補助ですが年度途中で補正増しているのですが、その段階では申請がありまして、ふるさと納税のお礼品になるかならないかで補助額が最終的に50万円だったり30万円と変わってきてい

ます。それで最終的に実績が上がった段階でふるさと納税のお礼品までいかなかったものが、いなくて減額になったものが2件あるのと、最終的に開発を断念したところが1件あって、それで合わせて90万円の減額となっています。今年度の実績としては9件の交付実績となっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ65、66ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。67、68ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 67ページの2目道路維持費の除雪対策経費の町道除雪排雪業務委託料の部分なのですが、降雪量による実績の付属による増と伺ったのですが、こちら主な要因は、単純に降雪量だけではないのかなと思うのですが、そののところお願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 除雪に関しては1月上旬の降雪後の暖気による不陸整正の増加及び1月25、26日の強風による吹き溜まり処理による稼働の増加に伴う増額補正となっています。2月に入っても雪が降っていますし、今後3月中もこれから降る可能性もありますので、この予算的にこれで足りるのか足りないのかというのは今後の話になるかなと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら予算付けとして多分以前よりは当初予算も増額して予算付けたかと思うのですが、そのような不測な事態に備えた予算付けも上乘せるとかそこら辺のところはなかなか予算の関係で難しいのかなと思いますが、今後どのようにしていくか確認をお願いします。

[塩谷建設課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） 予算付けの関係ですが、これはあくまで3月補正の締め切りに合わせた形で積算をさせていただいていまして、さらに予算を組んでいる最中とか予算後に起きた部分については専決補正するなり臨時議会を開くなりというような形になるかなと思います。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。なければ

[高山議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 67ページの3目の道路新設改良経費の中で（1）の町道整備事業の中の9625万8000円、委託料の減額が非常に大きいということが測量の委託ですからこれといったところと、町道の改良舗装工事の残額も非常に大きいウエイトを占めているのですがこれ中身について伺います。

[塩谷建設課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 建設課長。
 - 建設課長（塩谷慎嗣君） まず町道測量等調査等業務委託料ということで8862万7000円なのですが、こちらについては遠浅酪農2号線実施設計委託業務及び追分市街4号線歩道詳細設計の事業費の確定に伴う減額補正となっています。詳細については委託料の内訳として8862万7000円のうち遠浅酪農2号線の設計等に関する金額が8609万7000円、追分市街4号線の設計分が253万円、合計で8862万7000円の内訳になっています。追分市街4号線については入札による執行残等による減額補正と、続いて遠浅酪農2号線については予算額1億3799万5000円のうち実施設計費用として道路詳細設計ですとか用地確定測量、用地等調査として国に対して事業費ベースで1億2400万円、国費ベースで7440万円を要望していましたが、国からの内示額が事業費ベースで3741万9000円、国費ベースで2245万1000円、率で言いますと30.2%という結果になりました。この間少しでも国費を回復させようと事業調整を3回ほど行っており、当初要望額に近づけるよう努力を重ねた結果、3回目の事業調整により事業費ベースで364万5000円、国費ベースで218万7000円ほど増額を認められましたが、要望額には程遠い結果となり、大部分を減額補正するということになりました。また、社会資本整備総合交付金事業については、要望額が大きい場合は今後も同様なケースが発生すると思いますのでご理解のほどよろしくお願いします。
- それから工事請負費ですが、旭の土捨て場の部分ですが、整地作業困難に

よる執行残に伴う減額補正ということですが、当初設計では場内堆積土の掘削押土、敷きならし及び整地作業を行う内容としていました。堆積土の含水率が高く、押土の段階でバックホウ及びブルドーザーの場内走行が困難な状況となりました。建設機械の走破性を確保するためには堆積土の長期間の曝露、乾燥が必要となるため、本契約の内容を現時点での完了工種である押土作業で打ち切りとして整地作業を減工としました。整地作業等の実施については場内の乾燥状態を確認のうえ、今年度に再度検討することとしています。以上です。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員どうぞ。
- 10番（高山正人君） 非常に計画どおりにいかないというか、国からの補助金の決定額が非常に制限されてしまって思った形にはなかなかならない。どっちにしてもやっていかないとならない事業ですから、これから先も補助金の申請等でもっといただけるように頑張らねばならないという理解でよろしいですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） 議員おっしゃるとおりでして、今後もなるべく交付金額を満度に近い形でいただけるように毎年事業調整というのが何回かありますので、そこでチャレンジして少しでも多くいただけるよう交渉していきたいと思っています。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 今のところ全く同じですが、今の説明を伺ってましたら追分市街の測量も減額要因だと言っていますけど、これどこの場所ですらうして減額になったのか伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） 一応先ほど説明したのですが、入札による執行残という形になっています。

○2番（米川恵美子君） 場所。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） すみません。追分小学校前の坂道の部分の歩道設計
となっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですね。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ69、70ページ。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 71、72ページ。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 73、74ページ。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 74ページの4目の1つ上の14工事請負費の早来小学校解体工事の部分ですが、こちら執行残の要因はどのような要因なのか。どのような工法で行われたのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらになりますがグラウンド整備を行う段階で旧早来小学校の学校を解体するという形なのですが、以前から言われているような解体においてはアスベストが出てくる可能性だとか色々な要素を含めて多少金額が多めに見ていた予算をとった上で解体を行っていたのですが、今回こちらに書かれているような減額の範囲でまず解体が行われたということ。あとはグラウンド整備工事においては、こちら入札残となりますので、こちら正直10の事業費含めてこの一連の工事の関係の執行残という形になっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ75、76ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。77、78ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ79、80ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 81、82ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 83、84ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 83ページの4目学校給食費のところの給食センター管理運営経費の給料の部分がたくさん減額補正になっているのですが、こちらの要因をお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらです。ね。臨時の栄養士の確保を行うための2名分を当初行う形で予算を計上したのですが、採用が1名となったことによりまして減額となります。ただ、こちら1名体制でもアレルギー対応等含めてできたということですから、こういった実績となっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 85、86 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。87 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） これで歳出を終わり歳入に入ります。歳入 8 ページをお開きください。8、9 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 10、11 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 12、13 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 14、15 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 16、17 ページ。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員どうぞ。

○7番（三浦恵美子君） すみません。15 ページの 6 目教育費国庫補助金の早来小中学校建設事業不適格建築の部分のマイナス 467 万 2000 円の部分の減額要因をお知らせください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 早来学園の建設にあたりましては小学校部分と中学

校部分の補助金を色々按分して請求しているところだったのですが、最終的な実績報告のうえで、こちらの不適格改築に関しては小学校部分の内容に対して減額となっていて。他の災害復旧費とか一部増えた部分とか増減がありまして、こういった結果となっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。なければ16、17ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ18、19ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。20、21ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 21ページの1目総務費委託金のところの国勢調査委託金のところ決算見込みで減額だと思うのですが、こちら全額落としているのですが検討会の実施は無かったのかお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 国勢調査委託金ですが、昨年度実施しました国勢調査の事後検討会に関する委託金ということで実績が無くて交付がなかったところで全額減額しました。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ22、23ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。24、25ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ26、27ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) よろしいですか。では最後28ページ質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) よろしいですか。なければ歳入を終わり4ページをお開きください。4ページ、第2表、第3表で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ5ページ、変更について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ先ほどの答弁保留について答弁をお願いします。

[山口政策推進課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 政策推進課参事。

○政策推進課参事(山口崇君) 先ほど男女共同参画の役務費のところのご質問の部分です。パネル展の実施状況なのですが、4月に14日間役場総合庁舎1階会計課前で実施しています。経費はそのパネルの送料分となっています。

○議長(多田政拓君) よろしいですか。なければこれで質疑を終わります。総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。しがたって議案第1号は原案のと
おり可決されました。

○議長(多田政拓君) ここで午後 1時50分まで休憩します。

休憩 午後 1時39分

(税務住民課 奥田課長出席)
再開 午後 1時50分

○議長(多田政拓君) 休憩を解いて会議を開きます。

◎ 日程第10 議案第2号

○議長(多田政拓君) 日程第10、議案第2号令和5年度安平町国民健康保険事
業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 議案第2号朗読

議案第2号

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

国民健康保険税等の増額により、令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第2号

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,703千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ915,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明致します。

はじめに歳出のご説明を致します、7ページをお開きください。1款総務費2項1目賦課徴収費10節需用費及び11節役務費は決算見込みによる減額。

9款基金積立金は、国保税の増額見込みによる歳計剰余金として基金に積み立てるものです。

次に歳入のご説明を致します、5ページをお開きください。1款国民健康

保険税 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、当初予算で計上していた額よりも被保険者の所得上昇が見込まれたため増額補正をするものです。

6 ページ 3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、福祉医療費補助金の決算見込みにより増額となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ470万3000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億1510万1000円とするものでございます。ご審議のうえご決定くださいますようお願い致します。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出 7 ページをお開きください。7 ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。5 ページをお開きください。5、6 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。反対の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第 2 号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第 3 号

○議長（多田政拓君） 日程第 11、議案第 3 号令和 5 年度安平町後期高齢者医療

事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第3号朗読

議案第3号

令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

後期高齢者医療保険料の収入見込額の増額等により、令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第3号

令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,978千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明致します。

はじめに歳出のご説明を致します。7ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費は事務経費の決算見込みによる減額となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入の増額に伴い同額を増額補正するものです。

8ページにわたる3款保険事業費1項1目保健衛生普及費は、脳ドック業務委託料の決算見込みによる減額となります。

次に歳入のご説明を致します。5ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料1項1目1節現年分は被保険者数の増加見込みによる増額。2節滞納繰越分は収入見込みによる増額。

6ページにわたる2款繰入金1項1目一般会計繰入金は、歳出1款総務費の減額及び調整交付金の交付に伴う補正です。

3款諸収入はマイナ保険証の推進等に係る特別調整交付金の増額に伴う補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ122万3000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5197万8000円とするものでございます。ご審議のうえご決定くださいますようお願い致します。

○議長(多田政拓君) ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出7ページをお開きください。7、8ページについて質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 8ページのいつも確認をさせていただいているのですが、1項1目保健衛生普及費の健診管理事業経費の脳ドックの関係なのですが、こちら決算見込みによる減額補正ということでしたが、何件分の執行での決算見込みかお願いします。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) こちらは16件分です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 例年と比較して増減はどんな感じですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 例年と同じような人数ですが予算 20 名に対して 16 名ですので、今後保健事業と介護予防の一体的実施の方で健康状態不明者を抽出した時に、この 4 名分を確保しながら次回の令和 6 年度の事業になるのですが、この状態であればそっちの方も空きの枠がありますのでそういったことで進めたいきたいと思います。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入に移ります。5 ページをお開きください。5 ページから次の 6 ページまで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第 3 号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第12、議案第4号令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第4号朗読

議案第4号

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

保険給付費の減額等により、令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第4号

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和5年度安平町の会議保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,623千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,068,415千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(介護サービス事業勘定歳入歳差いつ予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,291千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明致します。

はじめに歳出からご説明します。11ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費介護保険事業事務費の4節共済費及び8節旅費は決算見込みによる減額。11節役務費は電話使用料の増による増額。13節使用料及び賃借料及び備品購入費は決算見込みによる減額。18節負担金補助及び交付金は介護報酬改定に伴うシステム改修のため増額するものです。12ページにわたる2項1目認定調査等費11節役務費及び12節委託料は決算見込みによる減額となります。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス等給付費及び13ページにわたる2目地域密着型介護サービス等給付費並びに3目施設介護サービス等給付費は、実績及び今後の支出見込みによる減額となります。2項1目介護予防サービス等給付費及び2目地域密着型介護予防サービス等給付費は、実績及び今後の支出見込みにより増額となります。14ページにわたる3項1目審査支払手数料及び6項1目特定入所者介護サービス等費は決算見込みによる減額となります。

15ページにわたる3款地域支援事業費3項1目包括的支援事業費・任意事業費は会計年度任用職員の雇用形態変更による減額補正となります。4項1目審査支払手数料は審査件数の増による増額となります。

5款予備費1項1目保険給付予備費につきましては歳入歳出補正に伴う財源調整として増額補正するものです。

次に歳入をご説明致します、5ページをお開きください。1款保険料1項1目第1号被保険者介護保険料につきましては異動実績を精査し増額。

6ページにわたる3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は当初交付額の決定に伴い増額となります。2項1目調整交付金は決算見込みによる減額。2目地域支援事業交付金及び3目地域支援事業交付金は変更交付申請により増額。6目事業費補助金は歳出1款の介護報酬改定に伴うシステム改修によ

る補正となります。

7 ページ 4 款 支払基金 交付金 1 項 1 目 介護給付費 交付金は決算見込みにより減額、2 目 地域支援事業 支援交付金は決算見込みにより増額となります。

8 ページにわたる 5 款 道支出金 1 項 1 目 介護給付費 負担金は決算見込みにより減額。2 項 道補助金は決算見込みにより増額補正となります。

9 ページにわたる 6 款 繰入金 1 項 1 目 介護給付費 繰入金は歳出 2 款 保険給付費の補正に伴う減額で、2 目 地域支援事業 繰入金は決算見込みによる増額。3 目 地域支援事業 繰入金は決算見込みによる減額。4 目 低所得者 保険料軽減 繰入金は交付額確定による減額で、5 目 その他 一般会計 繰入金は歳出 1 款の職員給与費、事務費に係る繰入金の減額となります。

続いて介護サービス事業勘定についてご説明致します、21 ページをお開きください。1 款 サービス事業費につきましてはケアプラン委託件数の減による補正となります。

2 款 予備費につきましては財源調整として増額するものです。

4 款 施設整備費につきましては実績により減額するものです。

次に歳入をご説明致します、20 ページをお開きください。1 款 サービス収入につきましては予防ケアプランの作成件数増のため増額補正するものです。

以上、保険事業勘定歳入歳出補正予算及び介護サービス事業勘定歳入歳出補正予算の説明を終わります。ご審議のうえご決定下さいますようよろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから保険事業勘定の質疑を行います。歳出 11 ページをお開きください。PDF の画面では 15 ページとなります。11 ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 12、13 ページ。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7 番（三浦恵美子君） 12 ページの方で 2 点確認させていただきたいのですが、まず 1 目 認定調査等費の認定調査等経費。こちら件数減の見込みで減額だと思うのですが、認定数は例年と比較してどうだったのかが 1 点。あと 2 款の 1 項 1 目 居宅サービス等給付費の居宅介護サービス事業、こちら利用減の要因を合わせてお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 認定調査の業務委託料の関係ですが、こちらは町外の方の認定調査をする場合に苫小牧でしたり札幌でしたり千歳だったり、そういったところに委託をして居宅支援事業所といったところに認定調査を委託するものですので、全体の認定調査の件数というふうには、特殊な委託してやる分ですというところですね。認定調査全体の人数でいくとまだ決算出ていませんので正確な数字はあれなのですが、そんなに減っているということではないと認識しています。

あと居宅介護サービス費の給付費の関係ですが、これ大きな額、減額することになったのですが、こちら予算としては第8期介護保険事業計画、こちら見える化システムで給付費の推計を出して予算化するものなのですが、その8期の時の要介護の介護1から介護5の認定者数というのが400名の推計値でやっていたのですが、実際12月現在ですが357名が介護1から介護5ということで43名減ってしまっていて、こういった要因があるのかなというところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 1つ目の部分はわかりました。2つ目ですが認定者数が単純に減ったためというご答弁だったのですが、人材不足によってサービス利用ができないことによって減ったとか、そういう感じではないということでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） そういったことはありません。確かにケアマネージャーが不足をしているところはあるのですが、町外の方のケアマネージャーにお願いしたりしながら町民の方がサービスを受けられないで待っているという、そういった状況を作らない形をとっていますので、そういったことにはなっていないと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。なければ14、15ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。なければ歳出を終わり歳入の質疑に移ります。5ページをお開きください。PDFの画面では8ページにあります。5、6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。なければ7、8ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9、10ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。なければ次に介護サービス事業勘定の質疑に入ります。歳出21ページをお開きください。PDFの画面では28ページとなります。21、22ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。20ページをお開きください。PDFの画面では26ページになります。20ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議案第5号

○議長（多田政拓君） 日程第13、議案第5号令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第5号朗読

議案第5号

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

下水道整備費の減額等により、令和5年度の安平町公共下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊の補正予算書をご覧願います。

議案第5号

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和5年度安平町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88,948千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ709,890千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について提案の趣旨をご説明申し上げます。今補正の主な事項と致しまして、歳入では安平地区で進める下水道新規整備に伴う受益者負担金及び下水道使用料の増額。また、補助対象事業の完了に伴う国庫補助金と下水道債の減額整理、その他雑入の計上や管理費等の決算見込みによる不用額の整理に伴う一般会計繰入金を減額しようとするもので、歳出では管理費及び事業費につきまして今後の見込みによる不用額や執行残の整理をしようとするものでございます。

それでは歳出から詳細をご説明致します。事項別明細書12ページをお開き願います。

1款管理費1項1目（1）一般管理費につきましては、各々今後の見込みにより減額するもので詳細は説明欄に記載のとおりとなりますが、主なものでは18節負担金補助及び交付金の下水道事業インボイス対応負担金は全庁的な事案のため内部協議の結果、一般会計での費用負担となり全額を整理するもの。次に13ページにわたる2目施設管理費（1）施設管理費では10節需用費から11節役務費は今後の執行見込みにより不用額の整理、次の12節委託料では1点目、早来・追分各浄化センターから搬出される脱水汚泥処分業務委託料では本年度の実績及び今後の見込みにより418万7000円の減額、次の汚泥運搬業務も同様に減額するもの。また、浄化センター維持管理委託料の減額要因は当初2023年9月までの予定の国の電気・ガス代の補助制度が2024年5月使用分まで延長されたことにより委託料予算に不用額が発生したことによる整理となります。次に15節原材料費は今後資材等の購入見込みによるもの。17節備品購入費は浄化センターでの水質検査機器や大型除湿器の購入に係る執行残の整理となります。

次に14ページにわたる2款事業費1項1目（1）下水道整備費では、8節

旅費は今後見込みによる減額。次の12節委託料について公共下水道測量調査設計委託料は5件の委託業務の入札執行残の整理と1件の管渠実施設計の見送りによるもの。次の地方公営企業法適用業務委託料は、3件の業務委託料の確定による執行残の整理となります。次に14節工事請負費の公共下水道施設新設工事での減額要因は、まず安平地区では3件の新規整備工事に係るもので、国道敷地内に下水道施設を新たに埋設する内容のため工事の着工が冬季にかかることを想定し労務費等の割増経費を予算に計上しておりましたが、占用工事の許可証が早期に下りたため着工時期が早まり割増経費が不用となったことや入札差金等により約3400万円の減。また、追分地区では予定していた新規整備工事1件が土地の排水ルートの変更により当面必要がなく見送りとしたため約2280万円が未執行となり合わせて5679万4000円の不用額の整理となります。次の公共下水道施設改築修繕工事は、一昨年追分若草で確認された下水道本管の隆起箇所の修繕となりますが、予算では施工延長を50mと想定しておりましたが現地精査の結果32mの施工となったため543万4000円の不用額の整理となります。

続きまして歳入6ページをお開き願います。1款分担金及び負担金につきましては2月末時点での収入状況となりますが、1項分担金で減額見込み、また2項負担金では一括納入の方が想定より増えたことにより合計で119万5000円の増額。

次の7ページから8ページにわたる2款使用料及び手数料では、下水道使用料について前年度実績を基に計上しておりましたが、主に早来・安平地区の使用水量の増加により90万4000円を増額しようとするもの。

8ページから9ページにわたる3款国庫支出金1項1目1節公共下水道施設整備事業補助金は補助対象工事への交付金ですが、主に管渠整備費や設計委託料の減額に伴い合計3280万3000円の減額となるものです。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、今補正の歳入・歳出の結果により財源調整のため1691万円の減額としております。

次に10ページにわたる6款町債1項1目1節下水道事業債、説明欄の減額補正に伴い合わせて4170万円を減額しようとするもの。

11ページにわたる7款諸収入1項1目2節雑入は北海道町村会から追分浄化センターの建物災害共済見舞金の24万8000円を繰入れしようとするものであります。

続きまして3ページ、地方債補正に移ります。地方債の限度額の変更につきましては、今補正歳入6款町債1項1目1節下水道事業債の減額を反映し早来・安平処理区の公共下水道は8360万円から5850万円に、追分処理区の特定環境保全公共下水道は3120万円から1500万円に減額しようとするもの。また、公営企業会計適用債につきましても対象事業費の確定により1200万円から1160万円に減額しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8894万

8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億989万円に補正するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のうえご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出12ページをお開きください。PDFの画面では15ページとなります。12ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ13、14ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入に移ります。6ページをお開きください。PDFの画面では8ページになります。6、7ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ8、9ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ10、11ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わります。3ページをお開きください。第2表地方債補正の変更で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第6号

○議長(多田政拓君) 日程第14、議案第6号令和5年度安平町水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[谷村水道課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 水道課参事。

○水道課参事(谷村英俊君) 議案第6号朗読

議案第6号

令和5年度安平町水道事業会計補正予算(第4号)について

令和5年度安平町水道事業会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

水道事業費の確定等により、令和5年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第6号

令和5年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和5年度安平町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では収入の第1款水道事業収益は給水収益及び給水工事件数の増加に伴い344万9000円を増額し、収益的収入の総額を3億7869万6000円とするものです。

支出の第1款水道事業費用は、量水器交換工事にかかる執行残による減額及び消費税納税額の確定に伴い143万8000円減額し、収益的支出の総額を3億1893万円とするものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「89,660千円」を「81,442千円」に、当年度損益勘定留保金「39,650千円」を「31,432千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条では収入の第1款資本的収入は企業債事業費の確定による減額等により388万1000円減額し、資本的収入の合計を8970万円とするものです。

1ページめくりまして支出の第1款資本的支出は建設改良費の事業費確定により1209万9000円減額し、資本的支出の総額を1億7114万2000円とするものです。

（企業債）

第4条 予算第5条の表中に定めた水道事業債の限度額「39,600千円」を「35,800千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

第5条では職員給与費を57万2000円減額し、2763万7000円とするものです。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条に定めた補助を受ける金額「87,518千円」を「87,729千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第10条に定めた、たな卸資産購入限度額「2,404千円」を「2,139千円」に改める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について5ページの令和5年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第4号により詳細を説明致します。

収益的収入1款水道事業収益1項1目給水収益は、水道料金の決算見込みを精査した結果、給水量の増加に伴い195万1000円増額補正となります。早来地区は日量30tを使用する富門華寮などの施設や新築住宅が増加したこと、追分地区はぬくもりの湯の休止による減額が主な要因となります。2目その他営業収益は給水工事件数の増加に伴う増額補正です。2項2目補助金、1節他会計補助金は、人事異動による基礎年金拠出金等の確定に伴う一般会計繰入金金の確定により42万4000円の減額。3目雑収益1節負担金は職員給与費に係る一般会計繰入金ですが、給与改定による決算見込みにより21万1000円の増額、3節その他雑収益は撤去メーターの売却などによる決算見込みにより31万8000円増額となります。4目長期前受金戻入は令和4年度決算による資産額確定により増額補正するものです。

6ページ、収益的支出1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費3節修繕費は水道管の漏水修繕及び施設機器の故障により増額、6節委託料は水道施設等運転管理業務に係る労務単価、薬品費高騰による精算分として増額補正するものです。2目配水及び給水費は2節職員手当から8節材料費まで説明欄に記載のとおり執行残の整理が主なものとなります。補正額が多額のものにつきましては、5節修繕費は検定満了による量水器、水道メーター器となります、購入費用の入札執行残で166万円の減額。6節委託料は漏水調査業務委託料の執行残及び廃プラスチック処理業務委託料の執行残となります。9節賞与引当金繰入額は、令和6年6月に支給される賞与の対象となる今年度分の12月から3月までの賞与について見込み額を計上し増額補正するものです。3目総係費につきましても説明欄に記載のとおり執行残の整理が主なものとなります。増額補正につきましては6節燃料費は燃料費高騰による予算不足を見込み公用車2台分の燃料費を増額。補正額が多額のものにつきましては12節委託料はインボイス導入に係るシステム改修及び管路台帳整備委託に係る執行残、またスマートメーターの導入により水道メーター検針業務委託

料について検針件数が減少したことにより減額補正となります。次の7ページでは16節賞与引当金繰入額は、2目の配水及び給水費同様令和6年6月に支給される賞与の対象となる今年度分を見込み増額補正するものです。4目減価償却費は工事完了等、固定資産の確定に伴い減額補正をするものです。2項2目消費税及び地方消費税は、歳入予算の受取消費税額が歳出予算の支払消費税額を上回ったことにより納税額を増額補正するものです。

続きまして8ページの資本的収入1款資本的収入1項1目企業債は、基幹管路耐震化整備事業及び北進配水池実施設計委託の入札等による事業費の確定により企業債全体で380万円の減額となります。2項1目他会計負担金は一般会計から繰り入れています消火栓設置工事費の執行残に伴い減額補正するものです。9ページ、資本的支出は事業費の確定による整理で説明欄に記載のとおりとなりますが、主な補正内容につきましては1款1項1目配水設備改良費、3節委託料は北進配水池実施設計委託業務の入札執行残による減額。4節工事請負費は、水道整備工事は基幹管路耐震化整備工事の執行残ほか事業費精査により減額。水道施設改修工事は浄水場及び配水池など、施設の運転状況をパソコンなどに送信するテレメーター更新工事を予定していましたが、浄水場の回線を光回線に更新する時期に合わせ、令和6年度以降の施工に見直したことから減額補正となります。

なお、1ページから4ページにわたる令和5年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第4号につきましては、これまで説明致しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議のうえご決定下さいますようお願い致します。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。提案説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本件については第1条の総則から次のページ、第7条たな卸資産購入限度額まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 一般質問

○議長(多田政拓君) 日程第15、一般質問を行います。確認のために申し上げます。一般質問は1議員質問と答弁を合わせて1時間以内の時間制限があります。また、議会運営委員長から報告のとおり通告内容を逸脱せず簡潔に行うようお願いいたします。理事者側の答弁もそのようをお願いいたします。なお、議場の前後に残時間を掲示していますので、時間内に質問及び答弁を終えるよう重ねてお願いいたします。

それでは通告順に発言を許します。2番米川恵美子議員の一般質問を許します。

【通告No.1 2番 米川 恵美子】

[米川議員挙手]

○議長(多田政拓君) 米川議員。

○2番(米川恵美子君) 2番米川です。よろしく申し上げます。健康寿命延伸について。2025年団塊世代が75歳以上になり、医療介護の必要な高齢者が増加する見通しだが、日常生活を自立可能にするための支援が重要と考えて質問します。私は高齢者支援の事業をいくつか持っていますが、その中で町民の声、高齢者の声を聞くことが大変多いです。皆さん今ほど生活に苦労していらっしゃる、そういう方はいないのではないのかと思うほど色んなことで不安を抱えていたり町政に対する不満を耳にすることがあります。町長は暮らしたい帰りたい町と謳っていますが、高齢になる身を委ねられる町であることが大事であるだろうと思っています。現在、親がふるさとで暮らしている親が安全安心に暮らしていれば帰りたい故郷としてこの町を出ていった人たちも帰ってきて、余力のあるうちは町の色んなことで社会貢献してくれるのではないかなと思っています。そういう帰りたい町ということを考えましてこの先質問をして参ります。

まず1番。病気早期発見のための助成している診療科目と個人負担額を伺います。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 1つ目ですが成人ピロリ菌検査。こちらは安平町の健康診査又はがん検診の受診者で過去に同じ検査を実施しておらず、健診時年齢30歳以上の方を対象としています。こちらについては自己負担はありません。

2番目、成人のピロリ菌検査除菌後検査確認費用助成です。安平町のピロリ菌検査を受診してピロリ菌陽性で精密検査を受診して除菌治療した者が除菌の可否を確認するために除菌確認検査を受けた費用のうち1回に限り1500円を上限に助成するもの。

3番目、中学生に対するピロリ菌検査。中学2年生を対象に学校健診の尿検査の検体を活用し、保護者の同意が得られた者のみに実施しています。こちらについては自己負担はありません。

4番目、中学生のピロリ菌除菌事業については、ピロリ菌検査の結果で陽性だった者で保護者及び本人が希望した場合、町内医療機関で実施した時のみ二次検査、こちらについては7250円、除菌治療投薬代1万184円を上限に費用を助成しています。

5番目、眼底検査。安平町の健診または職場健診等で眼底検査を受けていない方と眼科に定期的に通院していない方を対象としています。こちらについては自己負担はありません。

6番目、高齢者肺炎球菌予防接種。65歳以上で毎年度70歳、75歳と5年間隔となっています。安平町では2回目以降についても助成の対象としていまして、自己負担については3300円となっています。ただし、介護支援施設入所の方は自己負担はありません。

7番目、肝炎ウイルス検査について。こちらについては40歳以上で過去に肝炎ウイルスを検査を実施していない方を対象としていまして自己負担はありません。

8番目、エキノコックス症検診。小学校3年生以上の全町民を対象に5年に1回実施となりまして、次回は令和7年度を予定しています。ただし、小学校3年生該当者は毎年実施を行っており自己負担はありません。

9番目、がん検診。胃、肺、大腸、乳がん検診について国の指針では40歳以上を対象としていますが、安平町では健診時年齢30歳以上と拡大をし実施しています。自己負担はありません。

10番目、子宮・乳がん検診。20歳以上を対象とし国では2年に1回としていますが、安平町では希望者に対して毎年実施をしています。自己負担はありません。

11番目、前立腺がん検診。こちらは前立腺疾患の未治療者で健診時年齢50

歳以上の男性を対象としています。自己負担はありません。

12 番目、風しん予防接種。風しん抗体保有率の低い 40 歳から 57 歳の男性が対象となり自己負担はありません。

13 番目、脳ドック検診。安平町国保加入者の 40 歳以上の方または後期高齢者医療被保険者を対象としています。毎年受診はできませんが 2 年に 1 回であれば可能となります。自己負担は 9000 円となります。

14 番目、歯科検診。こちらは令和 6 年度から新規事業として実施を予定させていただいている部分ですが、満 40 歳、満 50 歳、満 60 歳、満 70 歳、満 76 歳の方を対象とし自己負担はありません。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2 番（米川恵美子君） 高齢者対象の予防接種の種類と個人負担額を伺ったのですが、まとめて話してもらったところが多いですね。

あらためて個々の予防接種について伺いますが、コロナワクチンとかインフルエンザの予防接種、肺炎球菌やエキノコックス症、帯状疱疹、ピロリ菌のための投薬治療。今説明を伺った中にも入っていますが、これらの予防接種の個人負担はいかがでしょうか。説明の中に無かったのは帯状疱疹も無いし、コロナワクチンについても具体的なご説明は無かったと思うのですが。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） コロナワクチンとインフルエンザの関係については、次の質問で出されているので、そこでお答えしようと思っっています。

○2 番（米川恵美子君） じゃあ今お願いします。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今でよろしいですか。

○2 番（米川恵美子君） ②の質問に入ります。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） はい。コロナワクチンの関係です。新型コロナウイルス感染症に関しては、令和 5 年 5 月 8 日に 5 類感染症となりまして現在に至っています。ワクチン無料接種は令和 6 年 3 月末日をもって終了となります。厚生労働省は令和 6 年度の標準的な接種費用を 7000 円とする方針です。ワクチン価格を 3260 円。手技料、こちらは手数料的なものですがこちらは 3740 円と積算されています。令和 6 年度からは個人重症化予防を目的に予防接種法上の B 類疾病に位置付けて定期接種で実施することになっています。定期接種の対象者は 65 歳以上の高齢者と 60 歳から 64 歳までの基礎疾患を有する方が対象となりまして、年に 1 回秋から冬にかけての

時期を目安に接種する計画となっています。ご質問のコロナワクチン接種助成に関しては一部地方交付税措置がある模様ですが、現在の情報として低所得者に対する接種費用を無料とし、3割程度を地方交付税措置するという大まかな情報しかありません。従いまして接種時期に間に合うように情報収集を行い、庁舎内で協議を行いながら必要に応じての予算措置について準備を進めていきたいと考えているところです。ワクチン接種に関しては重症化を防ぐということもありますが、普段からの予防的な対策を講じていただくことも重要であることから、町としても感染症対策について取り組んで参りたいと考えています。続いてインフルエンザの関係も引き続きでよろしいですか。

○議長（多田政拓君） 質問してもらってからにしてください。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） はい。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） コロナワクチンが1回接種7000円っていうのはすごく高いのですよね。個人個人で色んな方に聞いてみましたら3月まで急いでワクチン接種を予約した人が何人かいらっしゃいますけれども、その後7000円も払ってはちょっととなる人の方がほとんどです。そこで町独自の助成制度が作られないかどうか伺います。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 先ほどちょっとお答えさせていただいていますが、国の財源措置が地方交付税で3割程度ということですが、それ以上の情報を現在のところは無いのですが、そういった財源等を何とか探しながら実施できればいいかなと思っていますが、現在7000円という個人負担が高額ということでそこも重々承知しているところですが、実施時期の秋冬というところもありますので、間に合うような形でそういったことも検討させていただきながら具体的に実施できるかどうか、費用助成が実施できるかどうかも含めて内部的に協議を進めて参りたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 現在というか最近のコロナの発症の状況はどうなっていますか。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 町内というか保健所単位の集約になっているので、安平町自体で増えている減っているという情報は持ち合わせていません。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 1月になってもコロナ発症したという方の話は伺ったことがあります。確実に発症者は少なくなっているとは言えるのではないかなと思っていますが、今後国の補助事業なども探しながらということですが、今すぐお返事できないのは仕方がないかなと思いますが、ぜひ7000円も払わなくてもワクチン接種ができるような、そういう方法があるかどうか国の制度を探すなり、町独自の制度を作るなりして検討していただきたいと思います。

それでもう1つ問題なのは、インフルエンザは毎年必ずやってきますので、インフルエンザも今予防接種するとなったら1100円かかるのですが、これも近くの私の周りの人方に聞きましたら割と予防接種している人は少ないですね。だからこれもお金がかかるということになると年金暮らしの人たちにとっては今もう食費等全部値上がりしている中で病気にかかるかからないかということのわからないような状況の予防接種の方まではお金を回せないという、そういうはっきりした声が聞こえて参ります。これでインフルエンザの予防接種についても、もう少し減額するとか後期高齢者以降の高年齢の人には無料だとかいう制度は作られないのでしょうか。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） はじめにインフルエンザの予防接種状況についてお答えをさせていただきたいと思いますが、過去の実績として令和3年度の実績からお答えしますと、高齢者の接種者数が1212人いらっしゃいました。町負担2700円に1212人をかけると327万2400円。令和4年度は1243の方が接種されています。こちらと同じく町負担2700円を1243人、掛けますと335万6100円。令和5年度これは2月21日現在となりますが令和5年度途中までの数字ですが1247人が接種を受けています。これに同じく町負担の2700円を掛けますと336万6900円となります。ご質問

の個人負担無しとして令和5年度の人数で試算しますと、473万8600円が町負担ということになります。現行の1100円が個人負担という中で予防接種を控えられている方もいらっしゃるかと推測できますが、仮に2000人が接種の場合は760万円が町負担ということになります。参考まで申し上げますと介護保険施設入所者は全額助成とし、生後6か月から12歳までの子ども2回まで、こちらは上限550円を助成し13歳から高校3年該当年齢までの方は上限1100円を助成しています。安平町の財政状況を考えた時、そして町民の健康を考えた時、この金額が単純には高い安いというお話にはならないと思いますが、予防接種は大事な有効な手段と認識しつつも町としては個人負担を継続し、健康教育や予防事業などで側面的な支援に力を入れていきたいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） インフルエンザのことはわかりました。でもこれは毎年やってくることでありますから、だからやっぱり年齢を区切って徐々にもう少し安く接種できるような、そういう対策を考えていただきたいと思えます。

それから肺炎球菌ですが、これも先日主人が接種して参りましたが3300円かかっています。これも医療機関の発表によりますと高齢者のどんな病気をしても最後は肺炎で亡くなる、肺炎球菌で亡くなる人の8割方は9割近い人は高齢者だと伺っていますので、肺炎球菌の予防接種は大事ではないかなと思うのですが。やはり周りの人方に聞きましたら、いつかかるかわからないようなものに3000円もちょっとってということで本当に身近な人で3300円払って肺炎球菌の予防接種をしている人はいないですね。それに肺炎球菌の予防接種はどうして必要なのかって、5年に1度テレビでコマーシャルで出ていますけどそれらの情報をしっかりと捉えている人も高齢者では少ないようですので、その辺のところのお知らせも含めて、また、肺炎球菌の補助金制度も作ってもらえないかと思うのですがいかがですか。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 肺炎球菌ワクチンの関係ですが、こちらについては5年間隔ということで今おっしゃったとおりなのですが、安平町では2回目以降についても助成の対象とさせていただいていますので、5年ごとに打つ度自己負担3300円負担していただくことにはなりますが、安平町は他の町と比べても手厚い助成を行っていると考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） それでは健康であることの予防というのは誰もが皆わかっていることなのですが、それはどうして、どういう病気に対して予防が必要なのか。どこに行って予防接種ができるのかという、そういう具体的なことも含めて割と知っている人が少ないので、今後、今回私が一般質問すると言っていますので、それで注目している人もいらっしゃると思いますが、町としては広く広報していただきたいと思います。

それで次に移ります。予防接種手帳を作って健康への意識を高め、自己管理をしやすくしてはどうかと思いますがいかがですか。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 安平町では健康管理システムにより健康診断や各種予防接種の履歴を含め、個人ごとにデータ管理を行っています。したがって健康福祉課にお問い合わせをいただければ個人ごとに状況をお知らせすることが可能でありますことから、現在は手帳の作成及び交付するという考えはありませんが、自己管理を行うことは重要なことだと考えていますので、健康福祉課としてサポートができる体制をとっていきたくと考えています。健康寿命という意味では自分の健康は自分で守るということは非常に大事なことであり、健康意識を向上させるため町民一人一人が心身ともに健康で暮らせるよう各種事業を取り組んで参りたいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） この健康手帳というのは私の考え方だったのですが、皆さん方にどれぐらいの予防接種をしているかとお聞きしましたら75歳以上の方ほとんど正確には覚えていません。コロナワクチンの接種した時期すらしっかりと覚えてはいないようです。コロナワクチンだったら1回打ったら3か月はおかなければならない。その中で3月いっぱいまで打たないとそれ以降コロナワクチンを接種しようと思ったら7000円かかりますよと言ったら、いや私いつ打ったんだろうみたいな感じですから、それですぐお薬手帳のようなものがあつたらわかりやすいのではないかなと思ってこの提案になったのですが、健康福祉課にはなかなか聞きづらいので、それでは何かの折りに各地域にいる保健師さんにお伺いするか、例えばピンピンコロリの教室に行った時にお聞きするとかね。そんなでも個人的に自分はいつどん

な予防接種したかを教えていただけるのかどうか。具体的にお聞きします。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） まず各会場にそういったシステムを見られるようになってきているかどうかは、そこまでは現状難しいかなと思いますので、仮に前もって事前にいついつのところに私がそこに行くので、そこにそういった情報を持ってきてくれないかと言いますか、自分のデータがほしいというような事前のお問い合わせをいただければそこをご用意させていただいて、その会場にてお配りできることができるかと思います。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） それではこの予防接種だとかワクチン接種とか検診などについての質問最後にお聞きしますが、これらの予防接種だとかする場合は全部追分クリニック、渡邊医院で接種は可能なんですね。带状疱疹だとか肺炎球菌だとか、インフルエンザはよくわかっていますけど。あとピロリ菌の治療だとか。そういった治療や予防接種は全部地元のクリニックで間に合うのかどうか伺います。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 予防接種については町内の医療機関で接種することができます。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） では次に移ります。長寿お祝い事業について年齢、金額を見直してはどうかということを伺います。これは最近私、高齢者支援の事業を2日と4日と立て続けにすることがありまして、2日の事業に関しては七十数名の会員のいる事業なのですが、そこで皆さんにお話を伺った結果、これはぜひ今までどおりではない長寿お祝いの方法をとっていただきたいと思って質問します。第9期介護保険事業の計画の中の高齢者福祉事業とありますが、ここに長寿を祝福するとともに社会に貢献した労をねぎらい、併せて町民の敬老思想の高揚を図ることを目的に長寿祝金を支給するとな

っています。これで長寿祝金というのは何年ごろから実施されているのか。そして年間の支出額の推移はどうなっているのか伺います。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） はじめに長寿祝金事業についてご説明します。この事業については旧迫分町が行っていたもので、合併した安平町へ引き継がれた事業となっています。安平町長寿祝金条例が制定され、これまで同様の支給要件として多くの方に喜ばれている事業です。参考までに申し上げますと満 77 歳の喜寿の方は 2 万円、満 88 歳米寿で 3 万円、満 99 歳白寿の方で 5 万円、満 100 歳の方であれば 12 万円を対象の誕生月の翌月に 1 件 1 件のご自宅または施設を訪問しながら、お祝いのお言葉を添えながら手渡しによる支給をさせていただいています。場合によっては本人に直接お渡しできないこともありますが、お一人お一人の顔を拝見しながらお渡しすることは大変有意義なことであると考えています。

ご質問についてですが令和 6 年 1 月末日の安平町人口で試算をしてみました。75 歳から 79 歳まで、こちらは 3000 円支給とした場合ですが 586 名が該当になり 175 万 8000 円。80 歳から 84 歳まで 5000 円を支給した場合は 499 名が該当になり 249 万 5000 円。85 歳から 89 歳まで 7000 円を支給した場合は 324 人が該当になり 226 万 8000 円。90 歳から 99 歳まで 1 万円支給と仮定した場合 248 人が該当になり 248 万円。100 歳以上は 10 万円支給であれば 7 名が該当になり 70 万円。合計で 1664 人が該当となり総額で 970 万 1000 円となります。現行の制度で 100 歳を想定した対象者が将来的に受給する額は 22 万円ですが、ご質問の方法で受給する額は 27 万 5000 円となり差引 5 万 5000 円多く受け取る形になります。実績で申し上げますと令和 3 年度から申し上げますが合計で 373 万円を支給しています。令和 4 年度は 471 万円。令和 5 年度はこちら見込みとなりますが 479 万円。令和 6 年度は予算計上させていただいている額が 554 万円ということになっています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2 番（米川恵美子君） 私が提案する金額ですが 75 歳から 79 歳までが 3000 円。80 歳から 84 歳までが 5000 円。85 歳から 89 歳までが 7000 円。90 歳から 99 歳まで 1 万円。100 歳になりましたら 10 万円を差し上げて、それ以上は差し上げないという、そういう考えを私は持っています。そして金額ですが毎年差し上げるということで現金でなくてもいいのですね。私は商品券が

いいのではないかなと思っています。これだけ金額と人数と参事の方でお話がありましたが、これは現在の年齢と人数であって死んでいく人の数は入った上でのこの金額ですので、実際に受け取る人はこの年齢に達しない中で次々と亡くなっていきますので、町の予算はこれほどはかからないと思っています。私自身も正直言いまして私の親兄弟皆短命ですので一番長生きした人でも86歳、私はあと何日かで81歳になりますが4、5年しか元気でいられないかなと思ったらすごい寂しいです。88歳の3万円のお金は要りません。だからわずかでもいいから毎年ボーナスのようにして少しずついただいて、そしてそれでちょっとは息抜きをすとか自分で作らなくてもいいものを食べられるという楽しみとしてこの長寿祝い金というものは設けてほしいと思っています。いちいち自宅の方に現金で届けに来ていただかなくても結構だっという方がもう大半です。お金2万円いただいてもお金に印が付いているわけではありませんので、その2万円の使い道はなくて、置いてくうちにどんどん生活費の中でいつの間になくなってしまっているという、それが現状のようです。先ほどから言っていますように高齢者支援の事業の中で皆さんに聞いてみましたら85歳の人でもあと3年生きられるなんてそんなこと保障が無いってね。だからなんぼ3万円貰えますよと言ったって貰ってみなければわからない話で、貰うかどうかわからない金額を提示されても何にもならない絵に描いた餅だと言っています。先ほど補正の中で人数を伺いましたら77歳で127名、88歳で52名。これだけ人数が減るのです。88歳から今度99歳まで11年後たったの4名になるのです。だから99歳になったら5万円貰えますと言ったってその5万円貰える人はたったの4名しかいないのですよ。そういう現状の中で毎年わずかでもいいから1年に1回ちょっとしたボーナスみたいな感じでいただける方がよっぽどありがたいと言っています。そして高齢者ですから遠くに買い物に行かれませんから近くの飲食店で普段自分が作らないようなものをちょっと食べてくるような楽しみで十分だっってね。そんな贅沢は言わない。多くのことは言わないと言っています。ですからこれは商店の振興も兼ねて商品券で配る。現金ではなくて商品券で配るということも考えた上で、もう少しこの制度の内容を考えていただきたいと思っています。今のこの発言は先日来何回も言いますが高齢者支援の事業を立て続けにやっています、その中で感想を聞いていますので。テレビの向こうで返答を楽しみにしている方がたくさんいらっしゃることを踏まえた上で、どうぞいいお返事をいただきたいと思います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 私の方で北海道の実際に実施している自治体なのですが、全部ではないのですが、大まかなピックアップしたところの

町の様子をご紹介したいと思うのですが、大きい市でいきますと大体満 100 歳だけで支給されている方が多いようでして、苫小牧ですと 88 歳で 1 万円、100 歳で祝い品を送っているといった状況だけです。室蘭ですと 100 歳の祝い品で終わっているという状況になっています。それから市町村でいくと安平町と同じような制度でやっているところは上川町が一番充実しているかなと思って見ていたのですが、上川町も 77 歳、88 歳、99 歳、100 歳とやっていますが、安平町の金額の半額の支給で実施されているようです。以上のことから安平町というのは北海道内でもトップクラスというか道内でも一番、全部調べていないのではありませんが、一番支援の高い支給事業となっているのではないかなと思っていて、あくまでも祝い金ですので、節目節目のところでやらせていただいている事業ということでご理解いただければと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） こういった敬老に対する祝い金というのは大事なことで私も思っています。先ほど小板橋参事の答弁のなかに旧追分町から制度を引き継いだという説明があったかと思えます。旧追分町時代も遡ってみると敬老の日に合わせて 70 歳から 74 歳までの方に毎年 5000 円。75 歳以上は 1 万 5000 円を毎年全員の方に支給していた歴史があります。そういったことで財政的な困難から節目の 77 歳、88 歳、99 歳、100 歳という節目の年に金額を若干上乘せしながら支給するという経過があったと記憶しています。ですから当然今の物価高、資材高の時期にあって少しでもお金が入用だというのは十分承知していますが、これまでコロナ禍においては、これは国や北海道の支援策も活用しながら給付金支援金等も支給してきましたので、これから先のことのコロナ禍だったり様々なことは想定できません。何があるかわかりませんが、現状の中でこの支給制度を見直して支給対象者を幅広にしていくということしていくと財政的な負担が大きいということではなかなかそこは難しいことかなとは思っています。方法としてポイントあびらというお話もありましたが、そこも原資は町の方からになりますので今町でやっている健康教室、運動教室等に参加された時にポイントあびらを付与してそれを溜めていただきながら若干の足しにさせていただきながら健康にもなっていくという趣旨でポイントあびらの仕組みもスタートしましたので、そういったところもご理解いただきながら、なかなか米川議員のご提案については実施するには難しいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 今の世の中、少子高齢化、子どもが少ない、人口が減少していくということで子育て支援子育て支援って国も地方もそちらの方にばかり財政がつぎ込まれていますけど、親孝行を忘れたのではないかなという思いをテレビを見ながらニュースを見ながらそう思うことが本当に何度もあります。私のやっているボランティアのところに92歳と94歳の方がこういうことをしてほしかったと手をつないで入ってくるのですよね。99歳になったらと言ったら、そんなの要らない要らない99まで生きられるかどうかかわからないってね。だからちょっと近くの店でおいしいものを食べられるぐらいの2、3000円のお金でもいいから毎年貰った方がよっぽどありがたいて、そう言いながら私の作った大したものでもないものを喜んで食べていただきますけど、そういう考え方の方がほとんどです。だから85歳だからって88歳まで生きられるかっていうのはそんな自信も目標も持っていないって。皆一日一日を朝起きたら今日も生きていたみたいな感じで暮らしていると言っていますので、そういう高齢者の寂しい気持ちを少しは察していただきたいと思います。まあ地方自治体の中でこれだけの町のやっている事業が長寿お祝いの事業をやっているところが少ないというのであればこれをずっと町の特徴としてアピールしながら改善していただきたいと思っています。後期高齢者75歳以上で介護保険から健康保険から全部変わってしまいますので、そここのところを考えた時に私は77歳ではなくて75歳からと提案しています。先ほどからあびらポイントの話だとか商品券の話だとか色々していますが、本当は気持ちの問題なのです。お金がほしいというのではなくて何か楽しみがほしいという。例えば追分町時代はしょうがい者の方たちはバスで日帰り温泉に連れて行ったような事業もありましたのでね。何でもいいからまず何年先一度いただいたら11年も先と言ったらその11年でどうなるかわからないってね。なんぼ100万貰える300万貰えると言ったって11年先に貰えるかどうかかわからないような金額を提示されたって何もならないっていうのが高齢者の方たちのお話です。皆さんなるべく迷惑かけないでピンピンコロリというのが口癖ですけど、けどもう少し高齢者の気持ちを考えて政策を作っていくってほしいなと思っています。

これは今回この質問するにあたってこれを言いたくてこの質問を一から順番に組み立て参りましたので、再度この見直しをする考えがあるかどうか金額はともかくとして毎年いただけるような政策になるかどうかも含めて見直しができるのかどうか再度答弁いただきたいと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど答弁した考え方は、これはずっと合併した時に

も財政問題で合併したということがあって何か急激に財政状況が好転するということがあれば別ですが、財政計画上も厳しさはさらに増していく、団塊の世代の方のピークがもうすぐ迫っているという状況の中にあっては対象者を多くの方にといいお気持ちは十分私もあります。私も地域で会った時に自分が回ってお祝い金を手渡すということはなかなかできないのですが、担当課の参事だったりが行った時、受け取りましたよということで私に会った時に感謝の言葉を言うていただく方も多数おられますので。米川議員がおっしゃられたようなことを言われる方もいらっしゃると思いますが、なんとかこういった町の政策、また様々なことにお金がかかってくるので、そういったところに充てながら、しかし福祉だったり高齢者福祉、しょうがい福祉、そういったところの制度として施策として手厚くしていただく。そういった財源にさせていただきたいということがあろうかと思っておりますので、私としてはそういった形で高齢者の皆様方のお気持ちに応えていきたいと思っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 補正の時に3月分も含めて77歳が127名、88歳が52名と言っていましたけどね、このところぐらひはまだお金が必要なのだらうと思ひます。その後については、さほど長寿お祝い金の支出額がぐっと減ってくると思ひますので、考え方をもうちょっと考えていただひて。わざわざ手元まで配達に家まで来ていただかなくても結構です。そういう何か違つた方法でお祝い金がいただけると今年もこういうことがあつたからまた来年まであと1年頑張らうねみたいな感じでそうやつて歳をとると生きていくものではないかなと思ひています。それで私自身も親と同居してしまつたから、親が90歳の時ちょっと風邪をこじらせて調子悪い時に死ぬ者がごはんを食べたら勿体ないつて。だからごはんを食べないつて。お医者さんに体調に問題は無いですよと言われたけど精神的なものでそういうふうになつて食べてもらつて元気になつてもらうのに本当苦勞しました。精神的な支えになるようなものを政策として打ち出してもらひたいと思ひます。財政財政と言ひますが、高齢者負担は医療費とか介護保険料の方にかかってくると思ひますけれど、これも十分社会貢献してきた人に対する当たり前の私は財政処置ではないかなと思ひていますので、どうぞ今後も何かの折に検討していただひたいと思ひます。

それで質問次に移ります。補聴器購入補助について制度の内容を伺ひます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 補聴器購入補助については、障害者総合支援法に基づく補装具支給制度を利用することができますが、あらかじめ身体障害者手帳の交付を受けた上で補助金の申請をすることとなります。

身体障害者手帳交付の対象としては70デシベル以上の高度難聴で、判定医の診療により障害者認定を受ける必要があります。補助金の額については購入する補聴器の種類に応じた限度額の設定や本人の所得状況に応じて変わってきますが、目安としては全額補助から7割補助程度となります。また、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明できる場合は医療費控除の対象となる場合があります。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 障害者手帳が発行されて補助金制度があるのは十分知っています。だけど、それよりももっと軽度の難聴で日常生活の中で不自由することがあるという方は大変多いです。私の周りでも補聴器買うのが20万、30万もするから買えないと言ってお姉さんのお下がりを買ったとか、金持ちの義理のお兄さんが良い物買ったからそのお兄さんが使っていたものをお下がり貰ったとかって電池だけ取り換えて使っている方が何人かいらっしゃいます。正直申し上げますと今私も補聴器を試しています。お医者様に補聴器を付けるか付けないか、それは自分の判断ですって。付けた方がいいですよというレベルの難聴ではないと言われました。でも仕事の中で聞こえないこともあって皆さんにご迷惑をかけることもあると思うものですから購入したいと思って補聴器を試していますけど。一番軽度の難聴の人が付ける補聴器でも値段は19万何千円だったか。それだけの値段が提示されています。当然補助金、手帳があるわけではないから補助金制度はないですけど、そういう方が周りにたくさんいらっしゃいます。難聴になってコミュニケーションが取れない、聞き取れないという中で何年も暮らしていると認知症のリスクが高いと言われてます。認知症になると本人だけでなく家族や地域の皆さん方も大変困るかなと思うものですから、それで補助金制度というものを、70デシベルとかって言っていますが、そういう境界線みたいなものは必要かと思えますけども、ぜひ町独自の補助金制度を作っていただけないかということで再度答弁をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 難聴による高齢者の方の生活の困り感ですとか、

先ほど議員もおっしゃられた認知症の関係なのですが、認知症予防としての補聴器購入ということですが、認知症の最大の要因は加齢ですが高血圧や糖尿病、喫煙、難聴、うつ病、社会的孤立、運動不足、サルコペニア、不眠、歯周疾患などがあると言われており、これらのリスク要因を改善することで発症を遅らせたり予防する効果が期待できるとされています。現在担当課の方では高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において生活習慣病の重症化予防や口腔機能、運動機能、栄養状態が低下することによるフレイル予防、社会参加の減少対策として老人クラブの例会やサロン活動での健康教育、健康相談、ミニしゃんしゃん教室などを行っています。また、地域包括ケアシステムにおいては、一般介護予防教室や地域リハビリテーション教室、地域に必要なサービスを創出する生活支援体制整備事業、認知症サポーターが中心となっている各認知症施策、各福祉事業所や医療機関、地域包括支援センターが連携協力している在宅医療介護連携事業等で総合的に認知症の予防施策を行ってそのリスク要因を改善していきたいと考えています。

認知症予防としての補聴器購入の助成についてですが、加齢性の難聴が社会とのつながり低下の1つになるということは認識していますが、現状においては国または道の補助金が無いため、慎重に検討していかなければならないと考えています。また、令和3年9月の定例会において安平町議会から国に対して意見書も提出されていますので、今後も国の動向を注視してい参りたいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 過去に他の議員も補聴器に対する補助金制度について一般質問していますが、高齢になると元気な時とは全く違う心境が芽生えて参ります。理事者側の方たちが座っている皆さんたちの親の世代です私は。そういう親御さんたちとたくさん付き合ってきているからこそ高齢者問題はしっかりと訴えていくことができるし、また、周りの方たちからも期待されています。そういう意味で私はこの席をいただいているものと思っていますので、今後の高齢者支援事業をもう少しきめ細かく、生活に密着したことを考えていただきたいと思います。世の中子ども支援支援というけどそれも大事です。でも産まれてしまった子どもを支援するよりも私は本当は産まれる前の結婚する、結婚して子どもを育てていこうという意志の盛り上がりができる取り組みの方が大事ではないかなと思っています。そういうふうにして世の中の色々なご意見、政策に思いを色々な思いを抱きながらこの席をいただいていると思っていますが、でもやっぱり自分が高齢になったからこそわかるものがありますので、だからこそここでしっかりと訴えさせていただこうと思っていますので、今後の高齢者支援に財政が財政がだけではない何

か違った考え方で高齢者の方に説明ができるような、そういう事業を考えていただきたいと思います。そういうことを今後の町の政策に期待をしながら私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。以上で2番米川恵美子議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで15時50分まで休憩とします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時50分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて一般質問を続けます。9番内藤圭子議員の一般質問を許します。

【通告No.2 9番 内藤 圭子】

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 9番内藤です、よろしく申し上げます。1番早来学園の不登校の子どもの現状と対応について。私は年明けに地元のお母さんから新しい早来学園の不登校の問題を聞きました。私の周りにいる若い人たちに話を聞いたところ、学校に来られない子どもたちが複数いることを知りました。さらにそれは噂程度の感じかなと思ったのですが、学校が何も対応しないと、ちょっと聞き捨てならない言葉を聞いて事実はどうなのかと思って、当事者のお母さんや教育委員会の方々に話を聞きましたが問題の幅が広いうえで当事者の子どもたちや保護者にとってはとても切羽詰まった事態です。一般質問として取り上げることにしました。

まずは現状の確認をお願いします。1番、不登校の児童生徒の人数はどのようになっているのでしょうか。早来地区の小中学校の過去5年間の推移をお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） はじめにこの数値についての説明をしますが、一般的に不登校と言っているのは学校に来ていないということではありますが、統計上、年間 30 日以上欠席のうち病気などの理由など明確になっているものは除いた数値ですので、分類の方法によって数値が変わることをあらかじめご了承ください。

なお、令和 5 年度は早来学園の数値ですが、それ以前は早来小学校、安平小学校、遠浅小学校、早来中学校の数値とします。はじめに令和元年度ですが小学校が 2 名、中学校が 3 名。令和 2 年度、小学校が 2 名、中学校が 3 名。令和 3 年度、小学校が 3 名、中学校が 4 名。令和 4 年度、小学校が 3 名、中学校が 5 名。令和 5 年度が前期 4 名、後期 5 名となっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9 番（内藤圭子君） ありがとうございます。この数字は令和 5 年度が今 4 名と 5 名っておっしゃった。

○教育次長（永桶憲義君） はい。

○9 番（内藤圭子君） ありがとうございます。数で言うと増えてきているという状況がわかりました。申し訳ないですけど、割合はこの数字で割り返すことはできますか。私この間国の方の資料を見ていて国が 2.5% という数字で出していたのですが、安平町比べたかったのですが数字の分子分母が私の中でわからなくて、ちょっと比べられないなと思ったのですがいかがでしょう。

○議長（多田政拓君） 答弁可能ですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） ざっくり今、早来学園が前期課程が約 200 人なので 4 名割る 200 で出せば 2%、後期課程が 100 人ちょっと過ぎているので 4% から 5% 程度の数字になるのかなと思います。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9 番（内藤圭子君） そうですね。早来学園になって増えているのかなという数字が見えました。

次に 2 番、子どもたちが不登校になった要因について質問します。学校側は把握しているかどうかを聞きます。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 不登校や休みの傾向などの状況は、数字で確認できますので対応に漏れが生じることはなく把握されています。学校では登校によって学習面に限らず生活面の変化についても観察を行っていますので、わからない場合は保護者対応等を行って基本的には全て学校が把握し対応しています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私は要因を把握しているかという質問をしたのですが、要因についてはお答えできないということでしょうか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 学校のこの数字の把握というのは毎月報告がありまして、休んでいる状況が病気であるのか、不登校の原因であるのか、その他の理由であるのか分類されて上がってきていますので、先ほどの不登校の部分に関しての数字に関して言うと、その辺をきちんと除いた中での報告になっていますので、教育委員会でもその数字はお互いに毎月共有しています。

そして内容は多様化しておりまして、以前のようにいじめとかの原因という部分のものに関してはほぼ無いのですが、やはり次の質問のお答えになってしまうところはあるのですが、要件が例えば学校に来る意味があるのかとか、そういった意味合いも含めて本当に多様化しています。ですからその辺に関してのこれ以上の内容についてはあれですけど、きちんと一人一人の休みの日数から内容についての月別のデータも全て来ています。当然対応の方法も含めて報告されています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 多様化ということは今どこでも言われていることで、もちろん安平町もそういう多様化されているんだなということは私も親御さんの話を聞いて本当にそれは今までに無い本当に困った状況なんだなということはいくつもありました。一人一人のお子さんについてその原因について

学校が把握しているということなら、その対応についても考えていけると思いますので今の答弁を踏まえて次の質問をします。不登校の児童に対して学校はどのように対応しているか具体的な内容を伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 不登校の要因は多様化していきまして、原因がいじめや嫌なことなどの理由がはっきりしたことが少なく、学校に行く意味がわからないなど簡単に解決ができない事由に及んでいます。よって対応の方法は色々ありますが、不登校の場合、保護者との協力が重要ですがカウンセラーやソーシャルワーカーなどの相談やお子さんに対して良い方向に向かうための支援は行っています。単に学校に登校させるための目的ではありませんので、ケースによっては家庭環境等に起因することであれば町の子育て世代包括支援センターなどの体制と協力しながら、また、専門家や第三者の体制の協力を得たいなどの学校だけで解決できない場合は教育委員会が協力する場合があります。ただ、その場合であっても基本は学校が対応することとなっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。そうやってそれぞれの原因のお子さんに対してきめ細やかに対応しているということがわかりました。私が話を聞いて感じていたのですが、学校と家庭の連絡がどうなっているのかなというのがお子さんを挟んで学校と家庭という連絡のことがまずはどうなっているのかなという疑問が湧いたのですが、先生からは電話をいただいていますとかってというのは結構聞いたのですよね。結構遅い時間にも先生から電話をいただいていますっていう本当先生大変だなって思いました。そういう先生のサポートっていうことをする体制って、今の学校の状況であるのかどうか伺いたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） やはり一番近い担任とかの先生が対応するケースが多くて、形で決まった方法ですと週に1度は必ず何かしらの訪問なり電話なりで確認をするという単純というか基本的なやり方はあると思います。ただその中で担任だけでは解決できないようなことがあれば、当然学校の管理職

含めてその対応の方法を検討しながら対応していき、さらにその対応方法が学校だけではなくて、例えば全ての登校を望むものではなくてこのお子さんだったらまずはどこか居場所として出る方法を何か作ったら何か役所の中で対応することが無いとかっていう、そういった橋渡し役の学校の体制もありますから、当然養護教員だとかそういうのも病气寄りの方だとか本当に多様化していますので、そういったところへのチームとしてといたら変ですが学校としてはそういう対応をしていただいています。

当然、対応が悪いケースになれば逆に保護者からその辺が問題あるという形で教育委員会なりに連絡が直接入る場合も実際はあるわけですから、決して何か全く学校が把握できていないとか、そういった先生だけが処理できないという体制にはなっていないので、そこら辺は比較的今、解決策に関しての決定打はなかなか出ませんがそういった体制で行っています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） そのような努力をされていることがわかりました。でもその子どもたちにとっては大切な一日一日なわけで、学びたい子には学ぶ保障を考えていかなくちゃいけないし、その多様な要因がある中でそれに対応する大変さももちろんわかるのですが、学ぶ機会を作るために今何か考えているということは教育委員会としてありますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 授業としての学ぶではないですが、学校に登校したくないお子さんでも町の行事や活動への参加ができる方もいるので、まずはその機会や場所が居場所となることがあると思っています。教育支援センターと言われる俗に言う適応指導教室という場を設けている自治体もありますが、本町の場合では利用率と場所と人員確保の問題が大きく、さらに現在の状況に合致するケースもなかなか難しいと思っています。国は不登校対策として校内教育支援センターへの設置支援策なども提示していますが、そもそも学校に来たくない方に校内にセンターを設置しても先ほどの説明より効果は低く、安平町として人材確保の面は目途は立っていませんが、学校以外の空き施設の活用や安平町内の民間の活動の場なども選択肢の1つとして対応することなど、学ぶ環境と一緒に確保は難しい面はありますが、居場所づくりは可能な範囲で早い段階で実施できればと思っています。また、現在学校に来ることができても全時間授業を受けることができないお子さんは保健室やまなびおなどの対応は行っています。

また、早来学園は通いたくなる学校を目指して環境を整備していますので、児童生徒に限らず教員も同様な気持ちになっていただくことを目指していますが、実態として登校ができないお子さんがいる以上、早来学園の対策だけではありませんが、安平町の子どもたちの居場所の確保、また、学びの確保を行っていきたいと考えています。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 若干補足させていただきますが、居場所と言うと、どうしてもスペース的な本当の場所を想像される方は多いと思いますが、先ほど次長の答弁にもありましたとお子様々な学びの場、機会というものを含めて考えていまして、その中の一つとして今若干補足させていただきたいのが、今月の4日に行われた定例校長会議の中でも校長先生方に説明させていただきましたが、例えば今せっかくICT機器、タブレットが子どもたちに行き渡っている状況ですので、できれば今年の6月辺りを目途に子どもたちの家庭へのタブレットの持ち帰りを今考えているところなのですが、家に居て学びたいというお子さんも当然いらっしゃると思いますので、今次長から学びの確保という言葉が使われましたが、学びの保障という意味でタブレットを持ち帰って、それから今日町長がお話されました町政執行方針の中にもデジタルドリルという言葉が出てきているのですが、これはWi-Fi環境が家になくてもタブレットの中にデジタルドリルを保存した形で、それを使っての学習も可能になりますので、そういうことも含めて子どもたちの学びの保障はしていきたいなと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。考えられることはどんどんやってほしいと思います。今すごく多様な要因があって多様な対応をしなくちゃいけないというのは確かだし、していかなくちゃいけないのですが、その中にスピードということもぜひ付け加えてやってほしいと思います。色んな人に話を聞いた中で、本当にこのスピード感を持ってってところの足りなさが私としては目に付いたという気がしています。

多様な対応の中ですぐできるということもあると思うのですよね。私はあるお母さんから聞いた話なのですが、早来学園ってすごく開放的でそれが好きな人たちももちろんいるかもしれないですが、周りの音に影響されて全く集中できないという発達障害とかグレーゾーンの子どもさんとかになると、ある程度閉じられた空間の方が集中できるのだけど、早来学園はそうい

う場所がないんだよねという声とかを聞いてしまったのですよね。そうすると、もしかしたらそのお子さんは狭い空間がそこに作られることで集中して学習に取り組むことができるかなってその話を聞いた時に思いました。

学習障害とそうではないグレーゾーンにいる子どもたちをいかに学校に来なくなるしないで済むかという、そのすくい上げはさっきから多様な対応って言っているのですが、そういう小さなことでももしかしたらそれが叶うかもしれないということがあるなら、ぜひ親御さんと話をしてそういう場所の確保とかできるのではないかなって思ったのですがいかがでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 早来学園においては、例えばあまり皆さん見たことはないと思うのですが保健室の奥に部屋があって、そこは比較的小さな空間として今お話されたような方への対応ができるような設計もしています。完全に特別支援の特性を持った方においても同じようにそういった空間は設けています。ただ、今完全な不登校になっていないお子さんの中でも、原因に学校、建物に対する恐怖心があるという、そういう方も実際に居て学校自体がどんな形であってもってということも実際にはあるようなのです。ですから今あたかもそこら辺をやってきていないようにも聞こえているかもしれないですが、先ほど養護教諭だとか担任の先生だとか色々連携というお話をさせていただいたところでは、一番良いところにまずははめてみようということはやってはいるのですが上手くいかないということで、自分たちも早来学園を設計した段階でそういうことも含めて作ってはいたのですが、なかなか簡単には進まないところがあるのかなと。あとは学校の先生がよく働き方改革と言われますが本当に先生の数の確保も難しく、把握はしていますが、そこにびっちり1人が当たるという対応も今の段階ではできませんので、今来年度の人事を行っていて早来学園も実は3人ぐらい欠員が生じている状況なのですが、一応来年度当初は全員の枠は確保できそうなので、そういうお話も含めてスピード感のある対応はさせていただければなと思っています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。そうやって先生の手が増えることで今まで見落としていた、手が見えていてもなかなか手が出せなかったところが十分に届いて困り感のある子どもたちが救うことができればいいなって今のことを聞いて思いました。

これを踏まえて次の質問をするのですが、不登校の子どもたちの中には他町村のフリースクールに行っている子どもさんもいると聞きました。安平町内に不登校の子どもの居場所は現在ありますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） フリースクールという形は無いのですが、完全な形なものはないのですが、例えば今あびら教育プランが行っている形とか、あと緑丘で始めましたポラーナさんとかいった町の中で活動できるところに対しては今後その対応も一つの策として進めていければなど。実際にはポラーナさんとはこのフリースクール化の要素も含めて検討はさせていただいているところですが、現在のところは追分地区ではエントランスだったり、早来地区にはそういった固定の場所が無いのですが、できればそういった場所を確保できればというのは今の段階で人員の確保と合わせて検討している状況です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。結構具体的な名前が出たので、これはぜひ進めていただきたいと思います。今まだちゃんとした場所が無いということで、すぐフリースクールとは私もいくことは簡単ではないと思うのですが、子どもがそこなら行けるかなとか、そこなら行けそうだなと思える場所を行政、大人が準備するのがすごく大事だと思うので、これは具体的な名前が出たのでぜひ進めてほしいです。それで私たち安平のまちづくり協議会というところで安平公民館が今まで割とそういう子どもたちの居場所づくりというところでは元の館長の平井さんが子どもたちをウェルカムで受け入れてくれていて、学校に行けなくてもそこには行けるみたいなふうに子どもの居場所づくりがそこで出来たと私は見て感じています。今それを引き継いで、地域おこしの方がそういう居場所づくりを引き続きやってくれているのですが、地域の中で地域とともにそういう子どもたちを見守っていくというところが安平町が提案しているCFCI子どもにやさしいまちづくりにつながるのではないかなと思って見えています。

5番目なのですが、CFCIの町と提唱している安平町なのですが、不登校の子どもをはじめ全ての子どもたちの声をどんな形で吸い上げる仕組みがどんなふうになっていますか。具体的に教えてほしいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 不登校の問いのC F C Iの回答なので若干ピントがずれているかもしれませんが、子どもの権利を実現するための取り組みとはなっていますが、不登校関連の対策は学校側の聞き取り調査から始まり学校の教員だけに限らず子どもの声を具体的に聞く体制としてカウンセラーなど専門的知識を持つ方々へつないでいくことが整理されています。しかし、ご本人の意思表示にはそれをつなぐ保護者の役割と協力が大きく、それがつながらなければ難しい点が多いと思っています。よって保護者との協力が一番大きな部分ですが、手段としては先ほど教育長がお話のあったI C Tの活用などホットラインの設定など検討すべき部分ではありますが、そういった点があるかなと思っています。ただ、不登校の児童生徒の声を吸い上げる仕組みに特化することより一番の理解者の保護者がお子さんへの対応に迷うことのない支援を行いながら取り組むことが事実上、声の吸い上げること、求めることになる対応をする近道となっていると考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 今その親御さんを支援することで、その間違いのない方向で子どもを導いて行けると今受け取りました。そういう支援が実際に今行われているのでしょうか。私ちょっと聞いたのですが、なかなかこの学校との連絡がメールでできるようになってすごく便利になったというのは親御さんから聞きました。ただ、学校からのやり取りが個人的なメールのやり取りはできないというシステムを聞いて、電話しかできないとしたら先生は自分の勤務時間の中でそれをやらなくちゃいけないし、メールだったら自分の空いている時間の中で相手のことを考えないで書くことができるので、なんでそういう仕組みが無いのかなというのが不思議に思ったのですがいかがでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 現時点では例えば連絡帳といったアナログ的なやりとりの部分はあると思うのですが、やはりこういう不登校の重要な問題になりますと一概にメールだけとかでやりとりという部分に関しては学校側もある意味それの方が楽な部分はあるながら、それではやはり問題解決への回り道みたいなどころがありますので、基本的には先ほどお話したような、なるべく親だったりお子さんにつながる中で問題を解決していくという方法

を今まではとっているところだと思います。ただ、今色々と保護者とのやりとりする手段もこのICTの活用というところで少し考え方を柔らかくして、逆にその辺のメリットも言いにくいことも逆にその方がいいのではないかとかっていうところの整備はできるかと思いますので、この春から欠席とかのやりとりもほぼほぼ全町内の学校にシステムが稼働する形になりますから、そういった活用の方法も一つあってもいいのかなとというところがありますので、その辺に関しては今ご意見いただいた部分も含めて色々と試していくような方法を取っていきたいと思っています。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 若干補足というか補足になるかどうかわかりませんが、先ほど内藤議員さんの方からスピード感というお話がありましたが、実は不登校のお子さんについての長期欠席の報告というのが月末までの分、先月どのぐらいの休みがあったかということをも月初めに各学校の教頭先生の方から出していただいているのですが、このシートの様式が今年度から安平町は変えています。ですから例えば今までは30日以上欠席という結果だけを捉えていたところがあったのですが、当然4月、5月のあたりから、年度が始まったところから兆候が見えているはずなのですよね。ですから連続5日以上欠席している場合とか、累計が10日以上になっている場合には間違いなく全てのお子さんの名前を報告していただいていますので、途中からきちんと学校に来られるようなお子さんの場合であっても年度初めに名前が出ていたりとか、年度の途中から急に名前が急に出始めたりとか色々ありますが、少なくとも早い段階から兆候が見えた段階から学校がその家庭やお子さんに寄り添うような対応を考えていこうという意図を持ってシートの変更を今年度からしているわけですが、やはり担任任せとはいかない、一番大事なことは全ての先生方が共通の認識を持って対応していかなければならないということで、組織的な対応は非常に大事になってくるのかなと考えています。あと、さっき多様化という言葉が使われていましたが、多様化ということは一人一人事情が違うのですよね。だから例えば先ほど教育支援センターについての話もちらっと出ていましたが、校内の別室であれば登校できるお子さんもいれば、校内であればどこであろうと来れないというお子さんもいれば一人一人事情も違うものですから、その辺りの事情をこのシートから細かく読み取る必要があると考えていますので。実はこのシートの中には今学校がどういうところと連携しているかという団体だったり、それから個人ですね、例えば養護教諭とかカウンセラーとか、そういうのをきちんとチェックする欄もあるのですよね。ですからそのお子さんが今どのような形で不登校になっているかと要因を探ると同時に、どういう人と連携しながらど

ういう場所で行っていくのがその子にとって有効なのかをきちんと教育委員会と学校が連携して見極めながら対応していく必要があるだろうと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 本当にきめ細やかに来れない子どもの対応をしていることがわかりました。ただ、本当私そういう中でますます感じてしまったのが、先生がすごい大変ではないのかなって感じました。そういう資料も作らなくてはいけないし、そういったところで先生のサポートという人を、先生ではない人がサポートするという、これは町報にもC F C Iの記事の時に書いていたのですが、その先生ができない事務仕事とかをする人を入れるということは考えていますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） これまで震災直後からうちの町にはスクールサポートスタッフというものを国から配置をしていただけたところがあったのですが、昨年度ぐらいからその基準も変わりまして、うちぐらいの小さな規模の学校ではその配置が行われないという、要するに1学年2学級ぐらいの規模でないと配置しないとになっています。それで来年度予算には教務補という形でそのスクールサポートスタッフの、どちらかというともうちちょっと先生の事務とかそういうものに寄っていただけるような職務内容にして、こういう極秘なとか重大な内容はできませんが、そこの方にやっていただくことが余裕を生んでという、そういうバランスを生んでいきたいなと思って対応していきたいと思っています。それも必ずしもどの程度うまくいくかというのはまだちょっと見られないところがありますが、今先生方の大変な部分を少しでも解決して、それが子どものこういう対応策にも結び付くということを考えてそういう配置を考えています。ちなみにこれまでの人員配置と予算的なものをうまくウチの町は統合含めてバランスよく範囲内で納めていますので、そういった中でうまく活用していきたいなと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） まさに私もそういう人がいるといいなと思ったことが新年度予算でやられるということで、すごく嬉しいです。それは何名採用され

るのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 基本、町内の学校一人ずつ入れたいなど考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ちょっと一人ずつということでしたが、まずはやってみないことにはわからないので、ぜひ先生たちの困り感を解決するような人の使い方ができればいいなと思っていました。教員の資格あるなしに先生のサポートをする人がいることで先生が子どもと向き合う時間が増えたりっていう、きめ細やかな教育に向かってサポートをお願いしたいと思います。

私これちょっと安平町ってずっと日本一の公教育と言っていたじゃないですか。この不登校の話結構お母さんたち、自分のお子さんが不登校じゃなくてもお子さんがいるお母さんたち結構な人数を聞いたのですが、何かすごくいいんだよとか楽しいんだよっていうことがなかなか聞こえなくて、それがすごく残念だったのですよ。ただ、私はまなびおに行った時にあのがちゃったした雰囲気はすごくいいなと思っていて、あそこは皆が居やすい場所ということで、静かな場所を求めている本を読みたい人にとってはあそこはねという意見もあるのですが、全員の意見を満たすことって難しいと思うので、それは私としてはそういう学校に行けない子がそこだったら行けるとか、そういう場所が学校にあることがすごくいいなと思っています。公教育の日本一と言うなら不登校の対応も日本一と言えるぐらい一生懸命やってほしいなと思います。以上で最初の質問を終わります。

もう1つ次の質問です。安平町で冬期地震が起きた場合の防災体制について質問します。元日に起きた能登半島地震は胆振東部地震を体験した私たちにとっては、とても他人事とは思えず心がざわざわしました。5年前に私たちの町に支援に来てくれた若い人たちが早速現地に入って支援をしている活動がフェイスブックやインスタでどんどん送られてくるのを見て、冬の災害これ大変だなって思ったのですよね。今一度安平町のこの冬の防災体制について確認したいなと思って今回は一般質問をします。1番目、現在の避難所の場所と備蓄の状況、さらに冬期地震に対して特別な備えがあるのか伺います。なお、確認なのですが、胆振東部地震の時に各自治会館が避難所として使われたかどうか確認したいと思います。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 避難所そして備蓄の状況、冬期地震に対する特別な備えというご質問ですが、災害が起きた場合に避難する場所とか施設については、危険が切迫した状況において緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所と災害の危険性が無くなるまで、また災害で家に戻れなくなった方を一時的に滞在させる指定避難所がありまして、これが安平町地域防災計画において定めています。今回のご質問については一時的に滞在する指定避難所ということに関してのご質問だと思いますので、そのようにご回答させていただきますが、安平町の指定避難所は早来地区については早来学園や地区の会館など7施設。追分地区は追分公民館や各小中学校など12施設。安平地区は安平公民館や旧安平小学校など4施設。遠浅地区は遠浅公民館など3施設でして、町内合計で26の施設が地震による大規模災害が発生した場合の指定避難所となっています。

次に備蓄品に関しては安平町防災備蓄計画に基づいて整備していますが、現在の備蓄状況としましては食料が3528食、飲料水が24480、毛布が1714枚、ポータブル石油ストーブが48台、発電機が10台、蓄電池が12台、その他、細かいものが多々ありますが応急セットとか簡易トイレ、また、昨今の感染症への対策としてマスクとかフェイスシールド等も備蓄しています。食料とか水、使用期限のある備蓄品については順次更新をしているところです。また、冬期の地震に対する特別な備えについては、現状におきましては先ほどお答えしたストーブとか毛布がこの冬期の地震の備蓄に当たるとは思いますが、寒冷期に災害が起こった場合の避難所生活における避難されている方の健康状態の把握ですとか、避難所で生活する上で寒冷期で生活する上で特に必要となる備蓄品、これらを今後確認するために、ちょうど先日の3月1日から2日にかけてまして職員を対象として冬期の避難所検証訓練を実施しました。今後この検証の結果をもとにして冬期に災害が発生した場合に特に必要となる備蓄品等を反映させ、安平町防災備蓄計画を見直していくこととしています。なお、町では災害時における各種の協定を今現在35の団体と締結してまして、町の備蓄品で賄いきれないものについてはこの協定に基づいて支援をいただくこととしています。

追加のご質問の胆振東部地震の際の地区会館、避難所ということですが、先ほど申した大きい施設、公民館や町民センター、小学校、中学校、各地区の他に自主避難所というところで追分の方の花若会館とか青葉会館で避難所が開設されたということとなっています。

[内藤議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） ストープが準備されているとのことだったのですが、停電になると普通の会館についているストーブは使えないと思うのですが、そういう場合どのような対応になるのかなというのはちょっと聞きたいと思います。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 先ほどご答弁させていただきましたポータブルの石油ストーブが48台、町の方で備蓄していて、これは良くあるポータブルの灯油を入れるストーブですので、これを避難されている避難所の方に配備をして、まずはそこで暖をとってもらおうと現状は考えているところです。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） ストープには灯油が必要なのですが、そこそこの公民館なりそこにある灯油を使ってそのストーブを使いましょうということになるのでしょうか。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 灯油の備蓄は消防法の関係もあってなかなか大量の灯油を普段から備蓄をしておけない事情がありますが、現在考えているのは一応この庁舎が灯油の暖房を使っているところがありますので、そこからまずは緊急的に使う分を灯油と一緒にストーブ等を持っていくことを想定しています。それ以降の灯油については、先ほど最初の答弁の最後の方で申し上げた協定の中で燃料の協定、供給の協定も締結していますので、そういうところからの支援をいただくことと想定しています。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 発災して支援が届くまでという、そこを何日か凌がなければいけないというところが準備できていることが、準備できているのですよね。わかりました。冬の場合、雪の心配もしなければいけないのですが、

私たちは緑丘自治会と言って緑丘会館を自分たちで除雪して自分たちで管理しているのですが、他の会館とかはどういう状況になっているのでしょうか。冬の除雪について伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 一応町の公共施設については、除雪を委託していますので、10cm以上の降雪になると施設の方も除雪をしてもらっていることになっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） わかりました。冬の場合、雪があつて会館に入れないとまず第一歩がそれでは困ることなので、そのところの心配のないようにお願いしたいと思います。

次の質問をします。発災後は隣近所の助け合いが重要になります。胆振東部地震以降自治会ごとに作られた自主防災組織は現在どのようになっていますか。組織率や活動状況、具体的な活動内容も含めて伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 胆振東部地震以後の自主防災組織の結成率であります。町内には町内会自治会含めて34団体あります。この中で胆振東部地震以前より自主防災組織が結成されていた団体が20団体あります。また、地震以降に結成された団体が2団体で現在22の団体に自主防災組織が結成されていまして、結成率で申しますと64.7%となっています。その活動状況であります。ここ数年はコロナ禍によりましてなかなか多くの方が集まるような活動、防災訓練等なかなかできなかった状況がありますが、令和5年度において我々町の防災の担当職員も参加をした防災訓練や防災学習などの活動というのは3つの町内会自治会で実施がされています。具体的な活動内容ということで、それぞれの組織の中で色々目的を持って動いていただいているので、内容は若干それぞれ違いますけれども、今年度実施されたものとしては、その自主防災組織が管理している、そこで備蓄している備蓄品の定期的な確認とか設置、動作確認の訓練や、また、ある団体では消防署の職員にもご協力をいただいて消火訓練の方を実施したり、また、それぞれが暮らしている自身の地域にある潜在的な危険性を明らかにするDIGと呼ば

れる図上の訓練があるのですが、そういう訓練をしたりとか、また、町の防災担当の方からの防災の意識向上のための講話などが今年度実施しているところです。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 災害になった時に頼りになるのが隣近所だと思うのですが、今安平町って他所からの移住者が増えているのですよね。そういう人たちとのつながりを作るためにも防災訓練はとても有効だと思います。訓練など自治会が自主的に行う活動に対して行政はどのような支援を行っているでしょうか。今お答えになっていることもあるのですが。また今後、防災意識を高めるために役場としてそれを拡充していく計画はありますか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 町からの支援ということで基本的には自主防災組織ですので、それぞれの団体が色々な活動をやっていただくのが基本ですが、当然町の防災の行政を担っていただく方々、団体だと思っていますので、先ほど申したとおり要請があればその防災訓練のお手伝い。また、以前実施したこともあります例えば自衛隊との共同の訓練とか、そこの橋渡しをするのも可能ですし、訓練に対する支援は今後もやりますし、当然より拡充していきたいと思っています。あと何でしたっけ。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 拡充って私一言で言ったのですが、また今後拡充する計画、どんな拡充が考えられるかなって思います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） すみません。今回やった寒冷期の訓練も実は去年の段階から計画をしていたところなのですが、来年度に向けてもこれ違った形で、まだ具体的に今回の訓練が終わったばかりなので、時期ですとか内容は決まっていないのですが、今回職員を対象として実施をしましたが、もし可能であれば町民の方とも一緒に寒冷期の訓練もできたらいいなと今回

の訓練終わったばかりなのですが、そんな話をしているところと。当然、今寒冷期というワードにはありますが、色々な状況を想定した訓練、想定しておくというところが一番必要だと思っていますので、そういう訓練は想定しながら今後進めていければと今考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 5年前を皆まざまざと思い出すことができるかもしれませんが、こういうのって時間が経つとどんどん薄まっていくし、また、安平町のこの新しい人がどんどん入ってくることでそういう意識が薄まっていくのではないかなってというのが私は心配しています。本当にあんな大きな地震を経験した町なのですが、意識して続けていかないとどんどん薄まっていってしまうと思いますので、先ほど寒冷地の実際にやられたということも私聞いて嬉しかったのですが、この検証をして備え不足に対する早急な対応をお願いするとともに町民が常日頃から防災意識を高められるように、これまでどおりの支援と啓発活動の継続をお願いして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○9番（内藤圭子君） はい。

○議長（多田政拓君） 以上で9番内藤圭子議員の一般質問を終わります。

◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思いますのですがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会とします。なお、明日は午前10時に再開しますので参集方よろしくお願ひします。本日はご苦労様でした。

延会 午後 4時45分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
